

第35回平成22年12月与謝野町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成22年12月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時16分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人(午前中欠)
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之(午前中欠)
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇(午前中欠)	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

ただいまより会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより会議を始めます。

会議に先立ち、皆さんにご報告をしておきます。本日から一般質問を始めるわけですが、当初三日間の予定で町民の皆さんにもお知らせをしておりましたが、今回は人数が12人ということで通告をいただいておりますので、今回、初めて二日間の日程で行います。それで、14日、15日、一般質問、16日は本会議を休みといたしまして、16日は、それぞれの委員会等、計画をいただいておりますので、その方向でよろしく願いをいたします。

それから、本日は農業委員会の三田会長に出席をいただいておりますので、お知らせをしておきます。

なお、本日、橋立中学校組合の監査が行われるということで、足立代表監査委員、それから、鈴木教育次長、金谷会計室長が、欠席の届けが参っておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

本日の会議はお手元に配付いたしております議事日程に従い、進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。12人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により順次質問を許します。

まず、最初に15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、かねて通告しております4件について、一般質問を行いたいと思っております。答弁をよろしくお願いいたします。加えまして、今回は公私とも大変ご多忙の中、行政委員会であります農業委員会の三田会長にご苦勞になっておりまして、大変申しわけないと、このように思っております。心から感謝申し上げます。

まず、第1点目の質問は、土砂災害防止法に基づきます急傾斜地の調査結果と該当地の防災計画についてであります。とりわけ与謝、滝、加悦奥地区から大きな不安の声が寄せられております。平成11年6月29日、広島市、呉市を中心といたします大規模な土砂災害が発生いたしました。そして、24名もの犠牲者、平成13年3月には同じく広島で芸予地震が発生いたしました。呉市を中心としてがけ崩れが多発し、多くの方々が被災をされました。この災害を教訓として土砂災害防止法が制定されました。これは土砂災害から国民の生命を守るために土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難対策に資すると、こういう法律でございますが、10月から京都府丹後土木事務所でも土砂警戒区域と特別警戒区域についての説明会が開かれ、私の地元与謝区でも10月に説明会がもたれました。区域指定の対象となる場所はがけ崩れ、土石流、地滑りが予測される危険な区域が対象ですが、本町でも多くの危険箇所が地図上で色分けされていますので、個々の住民の方々にも大きな不安を与えることになりました。平成16年10月の台風23号、昨年8月の集中豪雨は町内にも大きな被害を与えましたが、去る10月

18日に奄美大島を襲いました集中豪雨は時間雨量100ミリ、この雨が2時間続いたということですから、ほとんどのところは大きな被害は出て当然であります。現在の天候は予測できないような雨量になることが大きな不安の要因でありまして、この説明会は、そのまとめと報告と聞いておりますが、この法律では結果を受けて、今後は与謝野町が警戒なり避難態勢の役割を担うこととなります。この説明会は行政の知らせる努力、こういうことで基礎調査の上に立って、町長の意見を聞かれた上で土砂災害区域の指定がされたと公表されたと、このように思っておりますが、しかし、これによって、これまでのハザードマップが、より明確化をされ、指定地内の方々には大きな不安を与えることとなります。そこで町長にお尋ねいたしますのは、この区域指定されたところに家屋がある場合、今後、町としては、どのような指導をされる。加えて避難場所に指定されているところも特別警戒区域入っているところもあります。この警戒区域、特別警戒区域には、どのぐらいの対象家屋がありますか。今後の対応について、町の考えをお願いいたします。

あわせて、この区域に入っておりますが、与謝区内においても現在、深刻なケースがございます。既に町でも現地調査等を行っていただいていると思っておりますが、具体的な例を挙げまして、対応をお願いしておきたいと思っております。

与謝小学校のグラウンドの南側から与謝区にかかるわけで、丹後ちりめんを京に運んだ道という看板が立っています。この与謝区の中で二ツ岩地区というちりめん街道に匹敵するような家並みがあり、織物工場との併用住宅が連なっています。かつては150人を超える機屋に勤める人たちが行き来する道でございましたが、その中心にかつて峰山藩の京極家や、参勤交代の折に本陣を置いたという砂野家の立派な石垣があります。この石垣から水が噴いたり、その周辺の土地が陥没したり、周囲が心配されるようなことが起きておりまして、その原因をも探るべく裏山に入ってみますと、大きな穴かあいていると申しますか、陥没をして、そこに流域の谷水が全部流れ込んでいることがわかりました。大体、道路関係で申しまして100メートルの範囲でございますが、東向きに傾斜し家屋が連単していますので、この区域全体に地滑りが起こるのではないかと心配をされている方もあります。既に治山の関係でも農林課や、あるいは建設課でも、この対応について検討を願っていると思っておりますが、どのような方策が可能なのか、一定期間をかけた調査も必要と思っておりますが、現在までの検討の状況をお願いいたします。

2点目は大体な役場の機構改革が必要ではないかと、この視点でお伺いをいたします。平成17年度から5カ年の国の集中改革プランを受けて与謝野町でも平成19年9月に行政改革大綱が策定され、5年間で20億円を削減する計画がスタートしております。現在の基本は、この計画をもとに進められ、平成22年4月1日現在の職員数は280人、当初の職員数から見れば43人減少していると。これは先ごろ総務省から発表された全国の地方公務員数、5年間で7.5%、22万8,000人減って、目標とした6.4%、18万9,000人より大幅に減ったと言われております。本町の場合は、これを上回ります13.9%の減少率であると認識しておりますが、このように計画を上回る原因とはなっています。しかしながら、将来を見据えますと相当数の臨時職を抱えていますし、再三叫ばれながらも実施が非常に困難な事務事業の見直しや業務の見直しを含めまして考えますと、現在、退職者の補充の割合が一定決められておりますけれども、この部分についても、いま一度、検討が必要ではないかと、このように思っており

ます。優秀な人材の確保という視点も必要であります。一番気になりますのは、先に策定をされました行政改革大綱では、これだけの基本的なことにもかかわらず、組織機構改革に対する方向が全く出されていない。このことが気になるわけでございます。太田町長の1期目と1年を経過しようとしています。今こそ大胆な機構改革が必要であると考えております。

よく人材育成の話が出ます。意識改革の必要性が叫ばれていますが、私はリーダーの仕事は改革であると、改革すること。このように教わってきました。この改革は部下の意識を変える効果があります。例えば、民間では社内の人を動かすことで、社内の雰囲気が変わり活性化したと言われております。人事異動には組織を活性化させる効果があり、世界の中で日本が急成長をした理由の一つに、この定期的な人事異動システムがあったからとも言われております。普通、国でも府県でも通常、異動サイクルはおおむね定まった年限があります。しかし、本町の場合は、かなり固定した職にある人もあります。ここまでくると大きな組織機構改革が必要だと感じています。庁舎問題とのかかわりが云々されますが、庁舎問題は別にして大胆な機構改革をやるには、今しかないのではないかと、このように感じるわけでございます。

それでは、なぜ機構改革が必要なのか、このことについて、私は、国勢調査の速報値が、まだ発表されておりませんが、地域経済の低迷や人口の減少、さらには国の財政状況の悪化等に伴う地方交付税の国からの財源の交付の縮減は避けられない。より小さな経費で維持できる行政体への変革、地方分権が一層推進をされていく過程で住民との協働がうたわれていますが、住民自治活動の実践を目指すための組織づくり、人、物、金の行政資源を最大限に発揮される成果重視の措置移行へ転換する必要があることです。そのためには職員が就職されたときに、きらきら輝いている意欲を持っていらっしゃるように、初心に戻って仕事に向かうような組織や人事に変えることこそ活性化のかぎではないかと、このように考えます。以上のようなことから、町長にお伺いしますのは、行政改革大綱の中では組織機構改革の方式が示されていませんが、このことにつきまして、どのように考えておられますか。

二つ目には、現在の庁内を考えますと業務内容に応じた組織階層のフラット化を含んだ組織の機構改革が必要で、部長制をも視野に入れた検討が求められていると考えていますが、これについては、どのように考えられていますか。

第3件目の質問は、町内企業との連携の強化とガイドブックの作成についてであります。11月14日、オータムフェスティバルが実行委員会で開催をされました。天候に恵まれたこともありまして、多くの参加で大成功のイベントだったと、このように思っておりますけれども、この中で特に誘致企業のPRコーナーを回る中で、幾つかの企業が本業ではなく、予備とも言うべき仕事で頑張ってもらっていることを知りました。例えば、電機部品の会社が有害鳥獣駆除の電気牧柵の一部をつくっていたり、金属関係の企業が、食用油の回収ボックスをつくられる。こういう状況を知ったわけでございます。これらはいずれも従業員の仕事の確保であったり、会社の挑戦であったりするわけですが、町は、これらをどのように見ているのか、このことが問題だと思っております。

例えば、食用油の回収ボックスは京都市から発注があったり、消防のホースの巻取器を大阪府下の都市から注文が入ったりしておりますけれども、これら町内でつくっている器具等について、町へ打診をしても検討するという段階にとどまりまして、なかなか発注してもらえないと、こう

いう声を聞いておるわけでございます。なぜ、このようなことになるのか。合併後も、このような企業との交流会が持たれているとは聞いておりますが、どうも形式的なことになっているのではないかと。私は以前、町長に年1回ぐらいは町内の企業を訪問する必要があるのではないかと、お願いをしたことがあります。町内の企業が人を雇用し、一生懸命新商品の開発や、あるいは新しい部門に挑戦をしたり、新しい販路を求めたり、町の企業として頑張ってもらっている企業の商品を町が発注をせず、大部分はすべてほかから購入をします。そんなことでいいんだろうかと、私は思うわけでございます。しかし、ある部分、やむを得ない部分もあるのではないかと、これは担当者レベルまで、どの会社が、どのような商品がつくられているのか、そこまで十分知らせていないといえますか、知ってもらっていないと、こういうことにも問題があるのではないかと、このように思っております。

そこでお尋ねいたしますのは、誘致企業を含めて会社や商品を紹介し、全国に出せるようなガイドブックをつくる必要があるのではないかと。二つ目は役場が、あるいは町が率先して、これらの企業の商品を買う必要があるのではないかと。三つ目には、これまでもお願いした、町長か副町長が年に1回ぐらい各企業を回って意見を聞いてもらう必要があるのではないかと。庁内の、これら企業につきまして、あるいは誘致企業を含めて町は、町ぐるみで応援する必要があります。そのためにはもっともっとこれら企業と密接に連携を持つ必要があると考えています。それともう一つ気になりますのは、かつて大店法が施行されました当時も、そうでしたが、誘致企業等で新しく立地された場合、地元とのあつれきを避けるために、大きな影響はなくても、地域等では競合しないということで協定等がされたことがあります。それから10年以上もたつて、今の時代に合わなくなっておると、こういう場合があります。例えば、営業時間等についても、ほとんど自由になってきていますが、ある品物によっては全く競合する価格帯や品質のものがないにもかかわらず、かたくなに現在も、その商品が町内で販売できないと、このような事実を聞いておりますが、町としては、このような場合、どのような指導になっておりますか。

4件目には、大変お忙しいところ、農業委員会の会長にご出席をお願いいたしました。農業委員会の当面しております課題についてお伺いをしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

ちょうど1年前の12月に農地法が改正されました。町も、これにこたえて1名担当者を増員すると、そういう体制がつけられたと、このように認識をしておりますが、農業委員会においても鋭意新しい法律に沿ってご指導をいただいております。今、農業委員会をめぐる農業状況は農業委員会のあり方の見直しを迫る規制改革の圧力がかかっており、農業委員会は、現在、法律によって必ず置かなければならないと、このようになっておりますけれども、規制改革案では農業委員会そのものを廃止をします。許可権限を市町村に移管をしますと、このようなことが現在の政権では言われておるわけでございます。

農業委員会が、まず、農家と農業を守る立場での地域の最も近い存在としての成果を発揮をしていただかなければならないと、このようなところに来ていると、私は思っております。私は常々、農業委員会が農政について建議ができるような農業委員会になってほしいと、このように願っております。そこでお伺いをいたしますのは、遊休農地を有効活用する対策についてであります。昨年の農地法の改正では、これまで町が指定した要活用農地について必要な措置を講ずる

仕組みから、すべての遊休農地は所有者などに対する指導から勧告までを一貫して農業委員会が行うことにされたわけでございます。全国統一のパトロールが11月に終了したと、このように報道をされておりますが、与謝野町の場合の遊休農地の現状と、その改善に向けての指導については、どのようになっておりますか。

次に、例外なき関税撤廃を原則といたします環太平洋連携協定、TPP交渉への参加について、報道では農業関係団体の多くが反対を掲げていますが、全国農業会議所においては、どのような取り組みと指導になっておりますか、お伺いをいたします。この問題については、他の議員さんからも出ておりますので、多くは申しませんが、本町のような農業を基幹産業とする町にとっては大きな影響は避けられません。マスコミの調査では菅内閣の農業政策についての9割以上が評価をしないと、このようになっております。強い経済をつくるということで、あまりにも前のめりの姿勢を示す内閣に強い不信感が、あるいは不安感が怒りとなって出ていていると思っておりますが、現状、農業会議所や京都府農業会議では、どのような指導になっておるのか、このことをお伺いいたします。

最後に、かねてから会長には二度、三度、ご苦勞になりました。農地取得の場合の下限面積要件の緩和についてお願いをしてまいりましたが、昨年の農地法改正以降で全国の市町村農業委員会の約6割が、わずか1年弱の間に、独自の面積を設定をし、わずか5アールの最低面積にしたところも出ているのが現状です。従来下限面積未満で権利取得が許可された件数も、今年6月までに5,000件を超えたと、全国農業新聞12月10日号は報道をしております。いかに、これが待たれていたか、また、各農業委員会ではスピード感を持って取り組みがされてきたかということでもあります。本町においても、農家の現実を直視していただき、スピード感を持って事に当たっていただきたいと、このようにお願いをしたいと思っております。

旧加悦町の時代からトップとしてでもお願いをしてからでも数年になりますが、現在、農業委員会では、この下限面積要件の緩和について、どのような議論の段階にあるのか、そのことをお伺いをいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） おはようございます。勢旗議員のご質問の第1番目、土砂災害防止法に基づく調査の結果と今後の対応についてお答えいたします。今回、大変たくさん、盛りたくさん質問でございますので、若干漏れることがあろうかと思っておりますけれども、また、お尋ねいただけたらと思っております。

その1点目の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が示されたことで、従来のハザードマップより区域が明確になったが、この結果、不安の声が寄せられている、具体的に今後の対応はどのように計画されているのかについてでございますが、このご質問にお答えするため、土砂災害防止法制定の背景から少しご説明を申し上げたいと思っております。

この土砂災害は、毎年のように全国各地で発生しており、住民の暮らしに大きな影響を与えております。その反面、すべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくためには、当然ながら膨大な時間と費用が必要となります。そのような災害から人命や財産を守るため、防災工事等のハード対策とあわせて危険性のある区域を明らかにし、警戒避難態勢の準備や危険箇所へ

の新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが寛容となります。言いかえますと、危険箇所に対して災害防止工事などを行うハード対策には危険箇所が広範囲に及ぶため、時間的にも、あるいは費用的にも限界があることから、まずは住民の方々に危険な箇所を認識していただいて、いざという際に迅速に避難態勢をとれるようにするなど、ソフト面での対策に着目するものでございます。その結果として防災意識の高揚を図る意味合いもでございます。ここで土砂災害計画区域と土砂災害特別計画区域について、ご説明申し上げます。

まず、警戒区域は、土砂災害の発生のある区域で、通称イエローゾーンと呼ばれております。大雨の際に浸水等の被害の可能性があるものの、建築物の損壊の可能性は低い区域となっております。

次に、特別警戒区域は、先ほど申し上げましたイエローゾーンの区域のうち建築物、特に木造建築物に損壊が生じて、住民の生命、または身体に著しい危害が生じる可能性がある区域で、通称レッドゾーンと呼ばれております。ご質問の、これらの指定区域の対応につきましてはイエローゾーンでは情報伝達、警戒避難態勢の整備、災害時要援護者、関連施設への情報伝達の徹底、警戒避難に対する住民への周知を行わなければなりません。一方、このレッドゾーンでは、宅地分譲や社会福祉施設整備等の特定開発行為に対して、特別な許可が必要であったり、場合によっては建築物の構造規制が生じることとなります。

次に、2点目の避難所に指定されているところでも特別警戒区域に入っているところもあるところのご指摘ですが、場合によっては指定から外したり、また、その避難所にかかる災害対策工事を優先的に行った上で、引き続き避難所として利用できるよう京都府の協力を得ながら、必要な砂防事業や治山事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の計画区域、特別警戒区域内には、それぞれ対象家屋がどれくらいあるのかについてでございますが、土砂災害の発生する恐れのある区域の町内の現地調査は、京都府が平成19年度から順次進めておられ、平成22年11月現在で野田川地域全域と加悦地域の一部、これは与謝、温江、明石、香河が完了しております。これら調査完了している全地域でレッドゾーンにかかる対象家屋は184軒でございますし、イエローゾーンにかかる対象家屋は1,874軒となっております。対象となる家屋にお住まいの方は台風接近などに際しては他の地区の方々よりも早目に避難行動をしていただくこととなりますし、既に大雨が降っているときなど、お住まいの家屋から出ることが困難な場合は、急傾斜が家屋の裏にある場合は、なるべく山から遠い部屋に避難したり、水害の場合は2階に避難したりすることも有効と考えております。

最後の4点目の与謝区内、二ツ岩集落の中心部に非常に危険な場所があるということがわかった、町では、どのように検討しているかでございますが、現地の状況を把握しますと、山の手入れができておらず、里山の荒廃が原因と思われる林地の陥没が発生している箇所がありますので、京都府に対しまして間伐と竹林改良をしていただくよう要望しているところでございます。繰り返しになりますが、危険な箇所を、まずは住民の方々に周知することで危険を十分認識していただき速やかに避難できるように、必要な情報をお伝えしていきたいというふうに考えております。

情報伝達の方法といたしましては、本年度から整備しておりますデジタル防災行政無線により屋外でお知らせするとともに、有線放送事業で整備しておりますFM告知器により屋内への情報発信を行うことといたしております。

次に、2番目のご質問、大胆な庁舎内の機構改革が必要ではないかの1点目、太田町政2期目の2年目が一番適切な時期ではないかについてでございますが、現在、本庁の組織機構は合併当初から変更をいたしておりません。現在の機構は地域振興課を除きますと、どこにでもあるようなオーソドックスな組織機構であるというふうに思っております。さて、組織機構は、恒久的にベストなものは存在しないのではないかというふうに考えておりました、時代のニーズや施策の実現に応じて常に見直していかなければならないものというふうに考えております。したがって、年々減少いたします職員数や時代のニーズに対応した組織機構に変えていかなければならない時期に来ているのではないかというふうに思っているところでございます。

私の2期目のマニフェストにも庁舎の統廃合と役場組織の見直しを掲げております。2期2年目に間に合うかどうかは現時点では明言ができませんが、組織機構の改革の議論も避けることなく取り組んでいくつもりでございます。ただし、組織機構の改革は首長によりますまちづくりに対する施策方針と住民福祉の向上のために行うものであり、その点も十分に考慮して場当たりのにならないようにしなければならぬというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の行政改革大綱の中では、この組織機構改革に全く触れられていないがについてでございますが、与謝野町行政改革大綱17ページ中段の3、行政サービスの向上改善、**km**分庁舎方式の検証、検討の中に各庁舎の維持管理費に多くの費用が費やされている現状や、職員のかかりの人数を地域振興課に配置しており、これらの必要性を十分検証し、その是非を含めて効果的な組織体制にする必要がありますとの文言がございます。この意味は、組織、体制の見直しも含まれておりますので、当然、組織機構改革も含まれているというふうに考えております。

次に、3点目の業務内容に応じた組織階層のフラット化や部長制の検討も必要になってきているということについてでございますが、合併協議の中では組織をスリム化し、機動力に飛んだ組織の構築が求められ、部制の導入は反対の意見が強かったと記憶いたしております。そのため、合併協議でも部制の導入は見送られたところでございます。近隣でも宮津市が部制をひいていましたけれども、財政難の理由も含まれていたと思っておりますが、部制が廃止され、室制に移行されて、現在でも、それが継続されているところでございます。本町の人口、面積規模、役場の職員規模から考えましても、現在のところ課制がベストであるというふうに考えておりますので、部制の導入は考えておりません。また、組織階層のフラット化につきましては当町の組織規模は1課平均、課員は約10数名の規模でありまして、1案件に対します説明、協議、決裁等も課員の顔を見ながら迅速な意思決定を下しやすいというふうに考えております。さらに政策的な課題につきましては、まちづくり本部会はもとより組織横断的な職員の構成によりますワーキンググループなどを立ち上げまして、弾力的意識志向型、機動的な組織運営に取り組んでおりまして、組織のフラット化の実施は現在、考えておりません。ただし、組織のあり方は、先ほど申しましたように時代の変化とともに、検討しはなくてはならないというふうに思っております。今後も柔軟な考え方を持ちまして対処していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

3番目のご質問、町内企業と連携を密にする必要があると考えるのが1点目、誘致企業を含んで企業の製品や技術力を全国的に発信できる、そうしたガイドブックが必要ではでございますが、現在、ガイドブックはございません。独自でホームページや紙ベースの企業や製品の紹介を行っ

ておられるのが現状でございます。ちなみに町や、あるいは商工会による各企業の製品等の紹介ができる環境を申し上げますと、商工会のホームページに企業の紹介サイトが設けられております。また、町ではKYTで立ち上げていますホームページ、与謝野スタイルの地域ポータルサイトを活用いただける環境も整えているところでございます。町内企業の皆様には、ぜひ、この環境をフルに生かし、企業の活性化にお役立ていただきたいというふうに思っております。

議員、ご提案のガイドブックにつきましては、さらなる情報発信のツールとして必要か、十分検討してまいりたいと思います。

次に、2点目の役場が、これら企業の商品を積極的に購入する必要があるがとのご質問でございますが、従来から役場で必要なものは、地元での調達を常に基本としておりまして、必要なものであれば、これまでどおり町内の企業から調達していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の町内企業の技術力や製品を知るためにも町長は、年1回でも各企業を訪れるべきではとのご質問でございますが、昨年12月に誘致企業を訪問させていただきましたが、企業訪問は必要というふうに考えておりますので、私としましても、ことしは年明けにも予定したいというふうに考えております。また、商工会が主催します誘致企業との懇談会にも、日程が合えば積極的に参加したいというふうに思っております。

次に、4点目の誘致企業が進出の際、地元業者と交わした協定で、この企業と新規に取引を開始した場合、協定に拘束されることがあるのかとのご質問でございますが、誘致企業が進出に際し、地元業者と調整をされた企業があるように聞いておりますが、協定をかわされたものではないというふうに認識しております。調整の内容や、その経過を十分認識された取引を進めていただきたいというふうに思っております。誘致企業にあっては、雇用の場を積極的に提供していただいておりますし、さらには製造の外注も行っていただくなど、地域貢献をお世話になっており、引き続き町と商工会、そして、企業との連携を密にしていまいりたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 三田農業委員会会長。

農業委員会会長（三田彌壽信） 与謝野町の農業委員会の会長をしております三田彌壽信でございます。

よろしく願いいたします。

勢旗議員には農業に関して再三熱心にご質問をいただいております。熱心な議員さんが当町にはおられてうらやましいと、ほかの農業委員会からも伺っております。

それでは、勢旗議員から、私の質問の農業委員会の当面に対する課題について、お答えいたします。まず、1点目の遊休農地の現状と指導についてお答えします。昨年の12月15日に農地法が改正され、遊休農地に関する処置として農地の利用状況及び調査、指導が農地法に一本され、農業委員会の法令業務として位置づけられています。これまでは農地パトロールや耕作放棄地全体の調査等を実地してきたが、指導までには至っておりませんでした。法律に基づいて指導を行うことにより、少しでも遊休農地の解消をし、優良農地を確保することにより地域農業を守っていかねばならないと考えております。農地の利用状況調査につきましては、このほど12月10日に開催しました農業委員会の総会におきまして各地域の農業委員及び協力委員が分担して農用地内における農地の現地を回り、調査を実地するように決定したところであり、平成22年度中に優良農地が遊休化している場合は解消指導、または周囲の営農に影響を及ぼさないような管理の徹底の指導を行っていく予定としているところでございます。また、平成20年度に全国

一斉に行われました耕作放棄地全体調査において、旧加悦町金屋地区内で茶園跡約3ヘクタールのうち約1.7ヘクタールを耕作放棄地と位置づけをしておりまして、この茶園の跡地について、その後、検討が進められ、順次再耕作できるよう与謝野町地域担い手育成総合支援協議会が中心となって国庫補助を受け、耕作放棄の解消に向けて進められるとお聞きしております。このように農業委員会が行います調査を耕作放棄地の解消に向けられるよう、地元の農業委員の積極的な参加をうながしながら有効に活用してまいりたいと考えております。

2点目のTPPに対する全国農業会議所の指導についてお答えします。TPPをめぐる議論は国会でも11月9日に包括的経済全体に関する基本方針を閣議決定し、情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、各国関係の協議を開始すると明記されています。TPPの参加は、WTO農業交渉や経済連携協定EPA、自由貿易協定FTAの交渉のように重要品目を配慮して交渉を進めるものとは異なり、即段階的に原則関税の撤廃を内容とするもので、国内農業に壊滅的な影響を与えるものと言われております。

農水産省の試算では、現在の日本の食料自給率が40%から14%へ下落し、それにより地域の社会の崩壊や国土の荒廃が進むと言われております。食料の確保は国家の存亡の重要な柱であり、TPP参加は国内農業に大きな混乱を招きかねない重要な事態であることから、国のTPP参加に向けた動きを受けて全国農業会議所では10月7日に民主党政調査会に対し、TPP参加の反対の意見を表明し、11月4日開催の都道府県農業委員会会長会議においては包括的経済全体に関する基本方針として交渉参加に反対する緊急要望を決議して政府に要請するとともに、11月10日にはTPP交渉参加反対、日本食を守る緊急全国集会在がJA系統組織と共催して開催されたところです。このような全国農業会議所のTPP参加反対運動を踏まえ、京都府農業会議においても政府、国会、京都府知事、京都府議会議長へ府内26の農業委員会会長連名で要請を行うとともに、過日の12月2日にも、私も東京で行われた全国農業委員会会長代表者集會に参加し、直接国会議員に働きかけてきたところをごさいます、農業委員会系統組織としまして、可能な限り農政活動を努めているところをごさいます。

3点目の農地取得にかかわる下限面積の要件の緩和についてをお答えいたします。当町では農地を取得される場合、下限面積として地域の営農条件や、これまでの経過を踏まえ20アールから40アールを耕作していると定めて運用をしております。当委員会では現在の下限面積検討委員会を立ち上げ以来、2回、開催し、議論をしてきた中で、確かに40アールという数字は、今の時代にそぐわないといった意見もあるのも事実でございまして、下限面積を緩和する方向性では一致しておりますものの、特段下限面積を設定するには農地法施行規則に基づき、設定しなければなりませんので、中丹管内のように10アールといった設定は難しく、今、運用している下限面積を大きく変更することができないのではないかと考えております。したがって、今後の方針といたしましては合併後の町内のばらつきある下限面積を、町内でできるだけ統一しながら若干の引き下げを行う方向で検討委員会においては、各地の農事組合及び担い手協議会等の意見も聞きながら議論を継続していきたいと考えております。下限面積を下げることにより農地取得要件を満たす方が増加すると想定されますが、農地取得要件は下限面積の要件だけではないので、今後とも公平、構成な運用を心がけていきたいと思っております。

以上で、勢旗議員の質問にお答えいたします。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） どうも町長からも詳細に答弁をいただきました。また、会長さんにも委員会の状況につきまして報告をいただきました。心から御礼を申し上げたいと思っています。

まず、町長に1点目の土砂災害防止法にかかる関係でお尋ねをしたいと思っておりますけれども、この警戒区域等に色分けがされたことによりまして、非常にここの地域の方については不安の方があると、これはまた、事実でございまして、例えば、裏に山を持っているところが多いわけですが、その場合、裏の山にある木と申しますか、立木自体を、これもやはり何とかしてほしいと、こういう要望も出るやに聞いておりまして、非常に不安な気持ちを与えているんだなど、こういうふうに思っておるわけです。

町としましても、なかなかこれだけの数、町長が報告していただきました該当の数を、どうしてということとは難しいと、このように思っておるわけですが、この説明書を読みますと、例えば、場合によっては建築物の移転の場合には、その融資や資金の確保などを含めて相談をすると、こういうふうの説明書はなっておりますけれども、そういったことで十分相談に乗ってほしいなど、このことが1点でございます。

それから、二ツ岩地区の関係でございますが、今、町長のほうから手入りが十分でない、ということなんです、一つ今の、このことを難しくしておりますのは、いわゆる山林場合の不在地主ですね、そうした方もございまして、なかなかそのことが進みにくい一つの要件にはなっております、こういうわけですが、私も、そこに入ってみますと、藪の中に3メートルぐらいの直径の大きな穴があいておるわけですね。この穴が、その流域、谷ですから、その流域、約3ヘクタール以上あるのではないかと思いますけれども、その水が、そこに全部入ると、こういう仕組みになっておりまして、この穴を何とかふさいでいただかないと、これは非常に危険ということが、除去できないのではないかなど。まず、この穴を埋めて、その谷の水を誘導する水路をつくって、そして、ほかに、それをはかすと、このことがまず、一番求められているのではないかなど、このように思っておりますので、十分、京都府とも協議をいただきまして、単に手入れはもちろんですけれども、今、緊急的には、この部分が、私は大きいと、このように思っております。ぜひ検討をいただきたいと、このように思っております。

それから、第2点目の庁舎内の機構改革と申しますか、大胆な機構改革についてお願いをいたします。先日、愛知県の高浜市を視察をする機会がございまして、組織のフラット化、あるいはグループ化、あるいは部制というものが、どういうことなのであるかなど、このような勉強をさせていただいたわけでございます。やはり役職の階層をできるだけ簡素化していく、あるいは意思決定の迅速化を図ると、このことに、町長は迅速にやっておるんだと、こういうことではあるんですが、やはりそういったものから新たな行政課題、あるいは住民ニーズにこたえていく、このことをぜひ、私は一つお考えいただきたいなど、こういうふうに思っております。よく意識改革ということが言われるわけですが、意識改革には時間がかかります。しかし、組織の改革は、これはもう決められたらできるわけです。このように思っておりまして、例えば、いろんな計画がつくられました。場合によっては非常に重要な計画もあるわけで、その計画を具現化していくということになりますと、やはり組織自体を、町長が先ほど言われましたけれども、ベストは存在をしない。あるいは常に見直しが必要と、町長がおっしゃっておられましたけれども、私は、

ぜひそういう視点から引き続き努力をいただきたいなど、このように思っておりまして、とにかく意識改革には時間はかかる、この組織を変えることは、私は問題はないと、このような視点で、ぜひお願いをしておきたいと、このように思っております。

それから、3件目の町内企業との連携につきましては、町内企業の持つ技術や製品等につきまして、私はやはり町長は検討していただくと、こういうことになりましたけれども、先ごろ上海の万博がございまして、大阪府の知事が中小企業のパンフといいますか、ガイドブック、「匠」というのを持っていかれて、そして、非常に、このことで商談に弾みついたら、これが報道でございました、企業の方に会いますと今はどんな力でもお借りをしたいと、そういう厳しい状況なんだと、こういうふうにおっしゃっております。ぜひとも一つ、そういった面でご検討をいただきたいと、町も一緒になって頑張っていくという姿勢をお願いをしたいと、このように思っております。

それから、既存業者の協定ということで申しましたが、これは協定ではないということでございましたので、一つそういったことも柔軟にご指導をいただきながら、何とか、それぞれの業者の方がせっかく取り組みをされたらと、そうしたことが前進的に努力がいただけるようお願いをしたいと、そういう指導を待っておられると、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

取りとめがございませんけれども、そうしたことを2点目の質問にしたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 第1点目の土砂災害防止の件ですけれども、非常にゾーン分けすることで地域の方々、非常に危機意識をお持ちになったのではないかと思います。しかし、現状は、そういう状況であるということをしかり知っていただいた上で、じゃあどうするのだということが非常に大事になってくるかと思ひますし、そうした意味で、この我々のつくりましたものと、現実に、じゃあ避難をする、そういう勧告を出す、あるいは、そういうお知らせをするやり方、あるいは避難する方法等、具体的に、やはりもっともっとやっつけていかなければならないというふうに思ひますのと、それに対しても、やはり町民の皆様に対して、もう少し町内にいろいろ入ってお知らせをしておりますけれども、それだけではない、常の、そうした連携というものの強化を図っていく、そうしたことも非常に大事になってくるのではないかなというふうに思っております。

その中の一つの、最後の二ツ岩集落の陥没の状況ですけれども、先ほども申しあげましたように、なかなかいつときに解決をするということは非常に難しいかと思ひますけれども、京都府とも十分調整をとりながら、検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

それから、二つ目の大胆な機構改革、確かに意識改革は非常に難しいけれども、機構改革はすぐできるのではないかということですが、先ほども申しあげましたけれども、私の今までの経験の中でも、いろいろと組織を変えてきたことがございます。旧町時代、4課だったために、あまりにも課が少なく、一つのことが下まで通じるのに時間がかかったりということで、まず、4課であったものを、もう一度8課に戻したり、あるいは新たな、特にごみの問題等がございましたので、環境課という課をつくったり、やはりそのときそのときの政治課題、政策課題、あるいは、そうしたまちづくりの考え方によって柔軟に、そうしたものは構築していくべきだと、そ

のことによって仕事がしやすく、あるいは効率的に、また、スムーズに終始徹底ができるというようなこともございますので、これらにつきましては、やはり庁舎の問題等も含めて、そうした時点できちんと方向を出すのがいいのではないかとこのように考えております。

そうした意味で、今、ワーキングチーム等でも真剣に議論をしてもらっているところでございます。また、それらについては、一定の方向性が出ましたら、十分皆さんとの対話の中で、できれば早い時期に、そうした方向性を示させていただきたいというふうに思っております。

それから、町内企業との連携ということにつきまして、先ほども勢旗議員が言われましたけれども、オータムフェスティバルのときに誘致しました企業の方々が、それぞれのブースで、いろいろと展示をされておりました。私自身も知らないことが、町内でこんなに多くのいろいろなものができているのかなということを知っていただきましたし、また、町民の皆さんも初めて、あそこで、そうした企業がいろいろなものをつくっているのを知られたかというふうに思います。そのいろいろとつくっておられる商品、あるいはまた、その町内の企業に対しまして、町もいろいろとお世話になっていることもございます。廃油の回収をします、そういうボックスをつくっていただいたり、せんだって猟友会がございまして、その中で、たまたま、そうした企業にお勤めの方もお話を聞いていますと、有害鳥獣の捕獲のための、そういうネットの、あれは部分的に、私もちょっと具体的に話をしていませんのでわかりませんが、そうしたものもつくっておられて、ああいうものが与謝野町でつくっているものを与謝野町で使っていただけたらなというようにお話も聞かせていただきました。また、いろいろと、そうしたお話をさせていただく中で町としても十分お世話になれるような商品や、技術があるかというふうに思いますし、今後につきましても、そうしたことについても十分お聞かせをいただく中でやってまいりたいというふうに思っております。

それから、協定の件でございますけれども、確かに、そういう書としては交わしていないけれども、そういうお約束があったというふうなことは聞いております。今の時代にあって、どうすればいいのかというふうなことをもう少し研究し、また、検討をさせていただいて、お互いに気持ちよく仕事をしていただけるような、トラブルが起こらないようなことを、いま一度、この相当時間がたっておりますので、新しい町にもなりましたので、そういう点はしっかりと見る必要があるのではないかなというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

勢旗議員にお願いをしておきます。一問一答方式になっておりますので、できるだけそういう方向でお願いいたします。

- 1 5 番（勢旗 毅） それでは、町長からも、また、2回目の答弁もいただきまして、ありがとうございました。もう時間がございませんけれども、この二ツ岩の、現在の穴を埋めて誘導水路をつくる。このことについては、ぜひ、早急にご検討をいただきたいと、このことをお願いをしておきたいと思っております。

それから、協定に件につきましては、ぜひ、今の時代に合ったように、それぞれの業者が十分生き残れるように、一つ指導をお願いをしたいと思っております。

それから、農業委員会の会長さんに要望をいたしまして、終わりにしたいと思っておりますが、きょう、大変ご苦労さんになったわけでございます、東京にも一定、そういう国会議員の方々

にも陳情をされたと、このことをお伺いをいたしました。当初、申しましたように、昨年、この農地法の改正が6月に、まず、言われまして、12月15日から施行をされたわけですが、その間に全国の6割の農業委員会で私は、この引き下げがされておるということを十分、ひとつかみしめていただきたいなと、このように思っております、検討をいただいておりますということですが、ひとつ農業委員会の置かれておる立場、非常に厳しいと思っておりますけれども、ぜひともひとつご活躍をいただきたいと、このように念じまして、私の質問を終わりにしたいと思っております。

町長、ありましたら、二ツ岩の関係だけお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 二ツ岩の件ですけれども、私自身も、どういう方法がいいのかわかりませんし、また、担当課、それと京都府との話の中で、どういった方法があるのかも含めて検討をさせていただきたいと思えます。

15番（勢旗 毅） それでは、終わります。

議 長（井田義之） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

次に、10番、山添藤真議員の一般質問を許します。

10番、山添議員。

10番（山添藤真） それでは、一般質問通告書に従いまして、観光政策を問うを件名とする一般質問を始めたいと思えます。私は観光政策を実施する際にしなければいけないことのひとつは、観光客のニーズを正確に把握することだと考えています。当町におきましても、各種計画を策定されていますが、観光客が当町に求めるニーズは、どのようなものだと把握されているのかを。まずは確認させていただきたいと思えます。

日本全国の地方自治体で行われている既存の観光政策は、地域の観光名所や施設、特産物を中心として計画の策定をされていることが、ほとんどでございます。当町におきましても、ちりめん街道や古墳公園、丹後ちりめん等などの魅力ある観光資源に恵まれており、そんな観光資源を中心とした計画をされていらっしゃるんですが、近隣市長と、おおよその観光収入額や人通りの多さなどを比較いたしますと、私たちにとっては、魅力ある観光資源であっても、一般的な観光客にとっては、必ずしも当町の観光資源は豊かではないと言わざるを得ないと考えられます。そんな現状をかんがみると、今後、私たちが行っていくべき観光政策は、既存の観光資源を開発していくことだけではなく、別観点に立脚した観光資源の開発が必要だと、私は強く考えています。そこで私は既存の観光名所や施設の開発等だけではなく、町民の皆様、お一人お一人が、まさに主役となっていただく観光政策をご提案したいと、このように思っています。具体的には民泊という事業を通して観光客と町民の皆様とのつながりを生み出す仕組みづくりを、まずはつくっていく政策です。

民泊ですが、全国各地での選考事例がありますので、その一つを御紹介したいと思えます。場

所は長崎県の小値賀町、福岡港からフェリーで約5時間半をかけてやっと訪れることのできる町は、五島列島の北部に位置しており、最大の島、小値賀島を中心に大小17の島で小値賀町を形成しています。人口は昭和30年代の1万2,000人から激減をし、今では約3,000人で、一番の問題は働く場所がないこと。そのため子供たちは高校を卒業後、島の外に出てしまいますとの職員さんの言葉にもあるとおりです。そんな町は2007年に町の観光協会などが中心となって、NPOを設立したことが転機となり、町を挙げての事業、民泊が開始されました。

島での民泊とは、漁師さんや農家さんの民家へ滞在し、島暮らしを丸ごと体験するという事です。開始当時は、もちろん島民からの不安の声も聞かれたようでしたが、素朴な自然と人々の暮らしがあるだけの普通の島へ現在では多数の若者が集まり、民泊を通して島民の方々との交流を活性化させています。そして、現在では年間、来島者は約1万人に達するようになったといえます。古くは貿易港として栄えた歴史があるため、島には外からの人を受け入れるもてなしの心が根づいています。それが民泊を通して人々の心に響くのだと思いますとの、島民の方のお言葉にもあるように、この民泊を成功に導いているのは何よりもおもてなしの心だと言えのではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、私は既存の観光名所や施設、特産物等の開発だけではなく、町民の皆様、お一人お一人がまさに主役となっていただき、事業、民泊をご提案させていただきたいと思えます。以上を踏まえまして、次の事項4点を質問いたします。

1 観光客が求めるニーズは、どのようなものだと、当町としては把握をされていらっしゃるのか。

2 既存の観光資源や施設を主とする観光政策の限界は感じざるを得ない、そのように思いますが、どのように思われているのか。

3 町民の皆様の日常生活を一つの、いわば観光資源ととらえ町民の皆様に主役になっていただきながら、観光客と町民の皆様とのつながりを生み出す観光政策の開発が必要だと私は考えていますが、どのように思われているのか。

4 具体的な政策として、一つは民泊を考えることができるかと思いますが、どのように思われているのか。以上、4点をご質問させていただきたいと思えます。答弁のほど、よろしく願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 山添議員さんの観光政策等の1点目、観光客が求めるニーズはどのようなものというふうに把握されているかでございますが、観光客が求められるニーズは、多種多様であるというふうに認識しておりまして、なかなか一言では申し上げられないのではないのでしょうか。

具体的には現代人は、それぞれが持つ価値観が多様化していることに起因しているというふうな受けとめております。近年は従来型の団体旅行から国や地域の光を見る観光、1カ所滞在型など、個人趣向の旅行が観光と言われているというのも観光客の、そうしたニーズの変化ではないかというふうに思っております。

それから、2点目に既存の観光資源を主とする観光政策の限界を感じているが、どのように思われるかという点でございますが、1点目でも申し上げましたけれども、観光客のニーズの、そ

うした多様化によりまして観光資源は、議員がご指摘のとおり既存の観光資源にとどまらず、地元の暮らしている人には気づかないものも観光資源になるということだというふうに思っております。しかしながら、既存の観光資源の中には、天橋立のようなハブ的機能を持つ観光スポットについては、引き続き中心的な存在としての役割が求められておりますし、今後の観光政策の推進に当たっては、そうした豊かな自然やグルメを組み合わせたオリジナルの色の強い魅力を引き出していくことが求められているというふうに考えております。

次に、3点目の町民の日常生活を一つの観光資源ととらえ、人とのつながりを生み出す観光政策の開発が必要だというふうに思っているが、どのように思われるかのご質問でございますが、すべての質問の答弁のまとめになるかと思っておりますが、総合的な資源の有効活用、すなわち点でなく、面でとらえる考え方で観光振興を推進していくことではないかというふうに思っております。もちろん議員のご指摘のように日常の生活や文化そのものが観光資源となり得る、そうした時代でございますが、人とのつながり、あるいは観光客と町民の交流を図ることが今日の観光にとって大変重要なことであるというふうに考えておまして、まさに与謝野町が策定して推進しております与謝野町観光振興ビジョンの「美心与謝野」の推進であるというふうに認識いたしております。

ビジョンの行動プログラムを着実に実行していくということが、今、与謝野町に多くの観光客を受け入れるための、その与謝野町ならではの観光であるかというふうに確信をしております。与謝野町では観光に直接うまくかわりのあります事業所は非常に少ない状況でございますが、観光は思わぬものが大きな観光資源となります。いわゆる観光経済効果でございますが、最近の情報で皆さんもご存じの、福知山の三段池公園のうり坊が全国的な話題となりましたが、うり坊の経済効果を専門家は6億円と推定されているようでございます。一時的なものであるかもわかりませんが、こうした観光事例も分析しながら当町の観光のアイデアづくりのヒントとして生かしていく必要もあるかというふうに考えております。そして、外からの皆さんを受け入れるという中で、先ほど民泊というお話がございましたけれども、非常にいいことだと思いますか、一つの方法だというふうに思っております。旧野田川時代にも宗田先生のご提案で、グリーンツーリズム、要するに農村での民泊をというようなご提案があったりしましたが、やはりそれを受けるには、やはりその町の、まさしくおっしゃった町民の皆さんの、そうした一人一人の意識が整わないと、なかなか民泊ということについては、難しいところがあるかなと思います。しかし、この新しい町の与謝野町の総合計画の中では、よそと違いますのは、自助、共助、公助、そして、商助という言葉が入っている。商いを助ける。これは非常に、この与謝野町らしい取り組みだと思いますか、考え方だというふうに思っております。普通、行政が考えますときは自助、共助、公助、ここまでは、どこの町も言っておられますけれども、この商助という言葉、初め、私も非常に違和感を覚えましたけれども、まさしく与謝野町にとって、非常に弱いところと言ったらおかしいですけども、その総合計画を立てられた皆さんの思いの中に、やはり自分たち経済活動を行っている者も積極的にかかわって、まちづくりに参加していく、そうした思いが商助という言葉には入っているんだと思います。そうした中で、私自身の個人的な考え方の中には、観光や、あるいは国際交流というものは、これは民間主導で行うべきものであって、それに対して、町が下支えをしていく、そういう環境を整備をしていくということが大事だろうというふう

に思っております。そうした関係づくり中で商助という言葉も新しい業として観光を、やはり観光協会を中心に、このまちづくりに大いに参加していこうという、そういう積極的なあらわれであって、それを受けまして、私たちが観光振興ビジョンを立てたり、あるいは産業振興ビジョンを立てたり、やはり皆さんの共通の思いを、そうした計画の中に盛り込んで、今、それらをどう進めていこうかと、具体的にしていこうかという、そういうところに来ている段階だと思っております。

そういう意味では、与謝野町全体の中での観光、それをどういう形でやっていくかということについては、今やっと緒についたところだというふうに思っておりますので、その観光振興ビジョンを具現化する中で、それらのことにつきましても大いにご議論をいただいて、与謝野町らしいおもてなしの心を、今ある資源をうまく利用してつくっていく、そういうことが必要ではないかなと思っております。そうした意味でも、ぜひいろんなご提案をいただく中で、進めてまいりたいというふうに考えております。お答えになったか、ちょっとわかりませんが、1回目のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 町長のご答弁にもありましたとおり、当町は商助という言葉、いわゆる町の理念として掲げていらっしゃる。その商助という言葉は、すごく観光政策にとっても神話であるのではないかというふうに思っております。そういった事々を考えてみますと、例えば、住民、事業所、行政、いろんな立場での皆様が担うべきことというのはあるとは思いますが、ですけれども、その中で一番町としてやっていかなければいけないことの一つ、先ほど、町長が申し上げられましたとおり、住民の理解を得ていくということは、行政が行うべき一つのことだと思っております。その住民の人たちに対して、理解を求めるその中で、例えば、民泊ということを考えていくことは、やはり一つの指針となるような気が、私にはしているんですけれども、その今後、住民の方々への理解を求めていくという側面から、民泊という一つの指標を示していくことは可能なのではないかなというふうに、やはり思えるわけですが、そのあたりは町長、いかがお考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） その点については非常に有効な手だてといたらおかしいですけども、やはり皆さんにご理解を得る中で、そうしたことをやっといこうという思いの方が多くふえていくということについて、非常にいいことだというふうに思っております。確かにちりめん街道の、あそこの場所につきましては、町としてもいろんな府や国からの補助を受けながら整備をしております。しかし、建物ができても、皆さんがおっしゃったように一つも機が動いていないやないかというようなところで、今度は機をやる方を募ってやっといこうと、それも地元の方と商工会や、あるいは観光協会が、また、町も入って一つになって、あそこの地域を一つ盛り上げていこうという、そういう動きが出てきております。確かにおっしゃるように、与謝野町には宿泊施設というのは非常に少ないと思います。いろんな大きなイベントをしようと思うと、なかなか宿泊施設が整っていない中で、いざというときには、やはり近隣のところにお世話にならなければならぬと、それがあつて、いろんな形での民泊でお世話になれるというのであれば、私は非常にすばらしいことではないかなというふうに思っております。

山添さんもフランスに長いことおいでになったんで、多分いろいろとヨーロッパを回られたこともあろうかと思いますが、ヨーロッパでは非常に自分たちの普通の家で、子供たちが大きくなってあいた部屋を、そこを宿泊として、要するにペンションですよ。あいた部屋を使ってもらって、要するに民泊をするというのが、昔から、そういう組織といいますか、形がありました。なかなか日本人の場合には、そうした自分の家を開放するということについて、非常に抵抗があるかというふうに思いますけれども、やはりそこは皆さんで知恵を出し合って、そのすべてを普通の旅館と同じように、何から何まで民宿というのではなしに、民泊ですから、あいた部屋をお貸しするというような、そういうことだけでもできれば、非常に大きな経済的な効果が上がってくるんじゃないかなというふうに思います。今後につきましては、やはり観光振興ビジョンを具現化する中で、いろんな方のお話の中で、そうしたものも盛り込んだことができていくような仕掛けというものは、大変大事になろうと思いますし、それには、まず、おっしゃるように皆さんに理解をしていただくということが必要かなというふうに考えております。

議長（井田義之） 山添議員。

- 10番（山添藤真） 先ほどご紹介をさせていただいた長崎県の小値賀町、この民泊事業を開始された当初は、やはりそういった住民の方々のご理解を得られることがなかったというふうに聞いております。そして、参加の民家は当初は7件、2007年の時点で7件と聞いていて、現在では約50件の民家の方々が、いわゆる観光客の方々に対し、民家を開放していらっしゃるというふうにお聞きをしています。町長も触れられましたとおり、この与謝野町産業振興ビジョンの60ページ、観光との連携によるにぎわいづくり、美心与謝野町のもてなしづくり、ものづくりの連携と、すごく私としては民泊、神話性があるのではないかなというふうに思っておりますので、今後、ご検討をお願い、ぜひしていきたいというふうに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） この近隣でも同じ重伝地区であります伊根の舟屋の中に2階か1階か、それをきちんと改造して、そこに民泊、民宿といいますか、泊まることのできるような、そういう整備を今はしておられます。そういう例をとりますと地味な動きかと思いますが、やはり少しずつ、そういう交流を通じて与謝野町を知っていただき、また、その中で、来られた方がみずから、その与謝野町のよさを発見していくような、そういうことができれば、非常にすばらしいというふうに思いますし、大きな建物をどんと建てて、さあいらっしゃいではなしに、まさしく町民の一人一人の思いが、直接、訪れる方たちに伝わるような、そういう手づくりの、それこそ与謝野町らしい観光施策というものは、今後、大変重要なものになってくるというふうに感じております。

議長（井田義之） これで山添藤真議員の一般質問を終わります。

次に、7番伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

- 7番（伊藤幸男） 日本共産党の伊藤幸男です。

それでは、事前通告に基づき第1点目は、今、日本で最も大きな政治課題であり、全国の農産、漁村地域を中心に大問題になっているTPP、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定交渉の参加問題について。第2点目に、ごみ広域事業が宮津の施設の使用期限がきており、その対策が急が

れている問題について、一般質問を行いたいと思います。質問に入る前に、それを深める立場からテーマに関連して、初めにTPP環太平洋戦略的経済連携協定の動向や見解について述べておきます。

一つ目は、菅首相はTPP協定について、国内環境整備を早急に進め、関係国との協議を開始すると閣議決定も行い、参加への意欲を表明しています。TPPはアメリカがアジアに経済的基盤を確立するために言い出して急浮上してきたもので、もともと2006年にチリ、シンガポールなど、4カ国で発行し、アメリカ、オーストラリアなど、5カ国を加えた9カ国で交渉中のものです。この関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉に日本が参加すれば、ということが起きるのか、去る11月19日、参議院予算委員会で日本共産党議員の質問で、TPPはアメリカやオーストラリアなどに門戸を開くものであり、日本経団連や輸出大企業が旗振りをしていることを指摘をして、日本の国土と社会を壊すものであり、市場任せをやめてルール確立をと、このように急ぐよう鋭く迫りました。そして、TPP参加は、いわゆるがけっぶち立つ人を救うのが政治の責任であるにもかかわらず、がけから突き落とすようなものだ、このように具体的な事例を示して厳しく批判しました。

関税が全面的に撤廃されるとなれば、アメリカやオーストラリアなど、海外から安い農産物が、どんどん輸入され、日本の農業は壊滅、国内生産は崩壊します。また、農業だけでなく、関連する広範囲の産業も廃業に追い込まれ、地方経済は危機的状況になります。雇用も失われます。このことは農水省が10月に発表しました試算で、農産物が生産額4兆1,000億円減少し、食料自給率が13%にまで低下するだけでなく、影響は経済全体にも及び、雇用が340万人も減少し、日本の実質GDP、国内総生産を1.6%、言いかえますと7兆9,000億円押し下げるといふ結果になっているように政府自身の調査でも予測されていることであります。

二つ目に、関税率の問題です。日本の農産物の平均関税率は11.7%で、アメリカの5.5%に次いで、主要国で2番目に低いことです。諸外国の平均関税率はインド124.3%、韓国62.2%、メキシコ42.9%のほか、アルゼンチンやブラジル30%台、EU、欧州連合は19.5%と、自国にとって重要な品目については、どんな国でもしっかりとした関税をかけ、国境措置で自国の産業を守っています。菅首相はしきりに日本は農業鎖国だと、平成の開国だと、バスに乗りおくれるなど言っていますが、全く事実と反しています。

既に日本の貿易は農林水産物を中心に鎖国どころか、輸入大国であり、十分過ぎるほど開かれた国になっているわけであります。この関税率の低さこそ日本の第一次産業である農林漁業の疲弊、困難の最大の原因になっているとも言えます。関税率ゼロというTPPで恩恵を受けるのは自動車、電気などの一部の輸出大企業だけであります。地球的規模での食料危機、食料不足が大問題になっているときに、輸入依存をさらに強め、豊かな発展の潜在力を持っている日本農業を無理につぶすなどということは、さらに亡国の政治と言わねばなりません。

三つ目は、全国の各地でTPPに対する反対世論が高まってきているという問題です。例えば北海道では11月12日、この国の形を問うと銘打った北海道道民総決起集会が開かれました。北海道の経済界、農業、林業、水産業のほとんどが共催に回り、北海道や道議会も後援をしました。TPPへの参加が地域経済全体に2兆1,254億円の損失を与え17万人の雇用が失われる。北海道経済そのものの崩壊につながる事への厳しい批判の声が上がりました。北海道音更

町の寺山町長は、新聞赤旗のインタビューで農業はもちろん、町の経済規模の半分が農業関連で、土木建設業、運送業、製造業などに波及し、産業も雇用も失われて、町は崩壊すると述べています。このように全国各地でも地域社会、地域経済を壊すなど菅内閣が進めようとしているTPPへの参加に反対する取り組みが急速に広がってきています。

四つ目は、TPPに対する政党の態度です。政権党の民主党も自民党もTPP参加を勧める立場であります。最近生まれた新党も賛成の態度です。日本共産党は日本の農林漁業を破壊し、食料自給率とは両立し得ないTPP交渉への参加には断固反対し、各国の食料主権を尊重した貿易ルールをつくることを求め、日本の食料は日本の大地から、安全な食料は日本の大地から、このように国民的な郷土を呼びかけ、広げていきたいと今、取り組んでいます。この政策提案は、異常な対米追随、対米従属と大企業財界の横暴な支配の二つの異常を大もとからただしていくという改革を目指す綱領を持つ日本共産党ならではの自負しておるところであります。

それでは、1点目の質問に入ります。TPP環太平洋戦略的経済連携協定の参加問題について、質問します。一つ目の質問、TPPの参加は本町の取り組みに重大な影響を与えると考えられるが、どう判断しておられるのか、この点であります。

二つ目の質問は、TPP参加に進む政府に対し、町長みずから反対の表明をすべきではないかと、こういう点であります。

第2点目の質問に移りたいと思います。その初めに、ごみ広域化事業の動向と見解について述べておきます。一つ目は、ごみの広域化事業ということで、今から10年ほど前になりますか、京都府の強引な誘導によって与謝郡の旧4町が共同で実施していた与謝クリーンセンター方式を廃止して、宮津市内にある日立系の民間企業に約30億円をかけ処分場を建設してまいりました。

二つ目に、この宮津市の処分場は当時、1市4町の首長での合意にもかかわらず、宮津市は建設場所のある波路地域との合意がおくれ、4町の助役会がわざわざ異例の申し入れを行うという事態まで起こしました。この背景には宮津市側と地元波路地区との協議ができず、とうとう秘密協定まで交わされていた、このことは数年前に私自身が、そのコピーを手に入れましたので、この議会で取り上げさせていただいた経過があります。私は、この原因は宮津市の姿勢も大きな問題があるが、この事業の制度設計をしてきたこととともに、強引に1市4町にごみ広域化事業を押しつけてきた経過があり、京都府にも指導監督の重大な責任があったと思っています。住民自治や地方分権の点でも大きな問題があると、このように考えています。

三つ目は、ごみの問題では、ご存じのように地球温暖化対策や環境対策などでリサイクルや分別収集などが取り組まれてまいりました。また、住民の皆さんにも、その重要性がかなり定着してきたと思っています。この点では、私は特に大事だと思うのは、ごみ施設がどうしても欠かせない施設ですが、与謝野町が地球温暖化対策や環境対策を強めている町として、その観点から燃焼主義に陥らないこと。長期的な視野で効率的な施設にすることが大事だと思っています。同時に、これからは高齢化が進み、高齢者にも十分できるような分別に努めるとともに、十分配慮していただきたいと考えています。

それでは、第2点目の質問、ごみの広域行政について、協議の進捗について伺います。ごみ広域化事業で進められている宮津市の施設の期限が来ており、対策として丹後と宮津、与謝で協議会をつくり検討の具体化を進めておられます。現時点、どういう協議の到達になっているのか、

伺いたいと思います。以上で、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 伊藤議員、ご質問の1番目、環太平洋戦略的経済連携協定TPP参加の動きについて、お答えいたします。議員ご指摘のように、さきに横浜で開催されましたアジア太平洋経済協力会議APECで菅首相が、関税を全廃し例外品目なき自由化を原則とする自由貿易協定、環太平洋戦略的経済連携協定TPP参加に向け、関係国との協議開始を表明し、国内外に波紋を投げかけています。TPPに日本が参加し、農産物の関税を撤廃した場合の影響について、農林水産省は国内農業生産額10兆円の約4割が失われ、自給率は40%から14%に下落すると試算する一方、経済産業省は輸出が8兆円程度ふえ、日本経済に大きなプラスになるとしており、いろいろな見方がされているようでございます。また、明治維新、第二次世界大戦の終戦に次ぐ第3の開国とも言われますように、我が国の農政にとりまして歴史的転換期でもあると言われており、国内農業生産額の大幅減少は農業、農家だけでなく地域の雇用を減少させ、地域経済を疲弊させるとも言われております。このように国内では推進派と慎重派との意見が分かれているようでございますが、農業の面から見ますと推進派の意見は自由貿易体制の強化は国の経済成長戦略の主要な柱であり、TPPに参加すると確実に農産物価格は下がるが、下がっても戸別所得補償制度で国が生産費を補償するから農業者が困窮することではなく、食料自給率が下がることはないといった主張で、自由貿易と農業振興は両立するというふうに考えています。一方、慎重派の意見は、国が補償するといっても膨大な金額になり、財政の大赤字を生み、やがては負担し切れなくなるのではないかと、たとえ、負担できたとしても米でいえば農家の収入の大部分が財政負担の補償金で占められることになり、その結果、農家は市場を見て消費者が好むような米づくりをするのではなく、補償金や政府の動向を見て、米づくりをするといった本来の姿が失われてしまうという結果を招き、一たん下がった米価を元に戻すこともできず、多くの農家が米づくりをちゅうちょすることになり、食料自給率が急速に下がり、我が国の国家戦略に逆行するといった主張となっております。

このような相反する主張が交錯しておりますが、私としましてはご質問の1点目のTPP参加が当町の取り組みに重大な影響を与えられ考へられるが、どう判断しているかにつきましては、慎重な対応を求めたいというふうに考えております。海外諸国との経済交流は今後も重要ですし、一層強めなければならないと思いますので、各国がお互いに食料主権を認め合い、お互いに多様な農業の共存を尊重し合わなければならないのではないかと考えており、そうした見通しのないまま、性急なTPP参加には疑問が残るところではないかというふうに考えております。

したがいまして、国内農業の大転換が農村の混乱を招くようなことがあつてはなりませんので、十分検討の上で判断していきたいというふうに考えております。

2点目のTPP参加に進む政府に対し、反対の表明をすべきではないかというご質問でございますが、現在のところ当町独自に、そのような行動をとることは考えておりません。先ほど申し上げましたように農村の混乱を招くことのないよう国においてしっかりとしたかじ取りをお願いしたいというふうに考えております。

それから、ご質問の2番目、ごみの広域行政についての協議の進捗についてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、宮津市清掃工場の使用期限は平成26年3月末に迫っております。また、京丹後市の清掃工場の使用期限も平成29年3月末までとなっております。このように共通する課題でありますごみ処理をどうするのか、平成21年10月に2市2町で丹後地区ごみ広域処理研究会を立ち上げ、協議を開始したわけでございます。現時点の協議は、どのようになっているのかとご質問ですが、今月には研究会のまとめを出させていただくことにしておりましたが、来年3月におくれる見通しでございます。きょうまでの協議内容につきましては、2市2町のごみ量を把握し、将来予想される焼却ごみの量を日量90トンとすることとし、焼却施設のみ更新する場合、焼却施設プラス粗大ごみ処理施設を整備する場合、焼却施設に粗大ごみ処理施設、リサイクル施設を更新する場合の三通りの建設費、ランニングコストの比較検討をしてみました。さらに焼却方法につきましても通常の焼却施設、焼却施設プラス灰溶融施設、熱分解溶融施設の三通りについて比較検討してきたところでございます。次の段階といたしまして赤松議員の9月議会、一般質問でもお答えをさせていただきましたように、民間活力を活用したごみ処理が可能かどうかを調査することとし、資料提供のコンサルタントに求めていたところです。コンサルタントからは、埼玉県のセメント工場でセメント製造過程でごみ処理をしている事例資料が提出されました。この施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許認可をどのようにクリアしているのか、問い合わせるとともに、技術面、制度面からの検討を深めていることにしています。

おくれておりますが、3月には、これらの課題を整理し、通常方式と民間活用方式の比較評価が可能な資料をまとめ上げたいというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

最後に9月議会で答弁いたしました報告書の提出時期がおくれますことにつきましては、おわびを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をいただきました。幾つか再質問をさせていただきたいと思っています。一つは今、町長の答弁の中で、言葉じりをつかむつもりはないんですけども、今回の第3の開国の時期というような言われ方が、今あったと思うんですけども、私は今回の場合は第3の開国の時期なんていうのではなくて、冒頭に質問をしましたように、全部撤廃されるわけです、関税率がね。日本は本当に開国されていないかといったら、最も開国が進んだ国なんですよ。農産物でいえば。アメリカに次いでという話もしましたね。だから、これ以上したらどうなるんだと、今でも農業後継者は、もうがたがたになっていると、そのために現に農村の維持ができなくて、今、中山間事業だとか、命の里だとか、いろんな取り組みがされていますが、結局ばんそうこうになっていると、一生懸命努力しているのはよくわかるんですけども、それから、米だって豆っこ米で与謝野町はオリジナルブランドとして大きな今、飛躍を遂げようとしていると、このこと自身も根底から揺るがされるということになりかねないということは。もう明白だと思うんですね。国で言っているように、現在の自給率40%が13~4%になるんでしょう。だから、この大きさは、今、当面そうであっても、私はもっと加速すると思いますよ。大体、担当者も町長もご承知だと思いますが、かつて10数年前ですか、市町村が農村山間地の自治体が、どういう役割を果たすかということ、合併の大きな世論が始まる前のときにレポートを出しています。あれを今、僕は全部、読んでいないんですけども、今、改めて、この間、議会事務局から取り

寄せてずっと私、再挑戦をしているんですけども、この中では農業の果たす役割というのは、非常に大きいと。例えば、自然の田んぼだとかいうことが、災害が起きたときにどうだとかという貢献でね、あの力は数10兆円を超えるという。例えば、最近のレポートの中で、日本学術会議が出している指標でも、例えば、林業の多面的な機能というのは、どのぐらいあるかというデータをしています。それは70兆円を超すといっているんです。だから、こういうことが複合的に影響を与えてくるということは、もう明確なんです。WTOのときでも大きな問題になりました。しかし、WTOは限定した中で関税率も、それなりにあったんですね。関税率も解かれていきましたけれども、ですから、今度の場合は、ストレートに来ると、段階処置もあるようですが、ストレートに全部、究極は撤廃ですから。こういうふうに思っています。

もう1点は、私、たくさん言うつもりはないんですけども、これはどこの担当でされているのかわかりませんが、非常に広域にまたがっていると思うんです。農林省のデータは町長が答弁されたとおりに、ああいうふうなデータが出ています。そこで内閣官房の資料が、これに関連して出ていまして、こういうふうに使われています。TPPに含まれることが予想される分野として物品貿易、原産地規制、貿易円滑化、植物検疫、貿易救済措置、政府調達、私的財産権、競争政策、投資、サービス貿易、環境、労働、紛争解決などが上げられる。既に、これ以外に、これがなかなか難しいんですけども、これ以外に、既に今、TPPをやっているフィリピンやインドネシアなどの2国間の中で認められている分野ですが、看護師、介護福祉士だけでなく、より広範な業種に受け入れを求めることを、今やりかけているということを行っているわけで、この分野が今のTPPにかかわってくると、大変なことになってくるということをお知らせしたいと思います。この点で町長はいかがお考えか、お聞かせ願えたらと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、るるおっしゃったようなことは大変懸念される大きな中身だというふうに思っております。それにとりまして全体の国の中で農業にとって、特に、この米づくりで、この町を活性化していこうという、この与謝野町にとりましては非常に大きな影響が出てくるのではないかと気がいたしますし、実際、先ほど三田会長がおっしゃいましたように、農家にとっては、やはりこのことにつきまして大きな声を上げていかれているという現実を見ますときに、やはり町としても一定の、そうしたことに声を上げる必要はあろうかというふうに思いますが、今の段階で積極的にという、そうした思いは持って、今はございません。

また、議会等々もどういう判断をなさるか、それらも含めて判断をしていきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は冒頭の質問のときにも、あまり詳しいことは述べませんでしたが、例えば、どういうことがね、このほかに起きているかという点で、典型的な事例だろうなという、幾つか上げておきたいと思うんですけども、こう言っているんです。前原大臣ですね、民主党の前原大臣が、これ有名な言葉を言っていて「日本のGDPにおける第一次産業の割合は、わずか1.5%だと、これを守るために98.5%の、かなりの部分が犠牲になる」と、こんなことを10月19日に言っているんです。私、これは結局、いわゆる既得権を守る勢力が、こういうことを言っているんだということをあえて発言しているんですけども、本当にそうなのかという

ことですよね。本当に、そんな影響がないのかと思われるようなことを言っているんです。私、例えば、冒頭にも言いましたが、トヨタ、日産、マツダ、ホンダ、こういう自動車メーカーや電機メーカー、いわゆるコンピューターメーカーなどもそうなんですけれども、このところは、この何年間を見たときに、確かに伸びてきているんです。想定も、今度TPPがあったときには、彼らはプラスに転じてどんどん輸出するだろうということを言われています。これはシミュレーションも出しています。一方、その逆にね、今の農産物を中心とするいろんな分野の商品がどんどん自由化で日本に入ってくると、差し引きしたときにどれほどメリットがあるかと、政府が出しておる資料です。差し引きでもわずか0.48%、0.65%しかGDPは、このことで上がらないということを言っているんですね。これは試算ですけれども。

それから、私ね、非常にこの問題で、非常に気になる点がありますので、それも述べておきたいと思っているんですが、09年ですから、去年ですね、去年末に内閣府がまとめた日本経済2009から2010、いわゆるミニ経済白書とされているものです。こう述べているんです。戦後最長となった前回の景気拡張局面においては、輸出の増加が企業部門の回復をもたらし、それが家計部門にも波及するというシナリオが描かれてきた。そのシナリオは結果的には期待されたほど実現せず、長期にわたる実感なき景気回復で終わっていると、このようにミニ白書は言っているんです。

このことからわかるように、TPP参加によって大企業が収益がよくなったからといって、これがほかの分野、家計分野に回るかといったら、そうならない。これはこの間の何度も、私自身も野村議員も指摘していますが、大企業が、いわゆる244兆円もため込んで、そのうちどれほど回っているかと。今、労働者の賃金は上がりましたか、上がってないですよ。どんどん削られる一方、244兆円といったら国会予算の何倍ですか、莫大な金ですよ。それも、この一番厳しい、厳しいと言ったときにため込んでいたんです。これっておかしくないですか。アメリカやヨーロッパでは、あのリーマンショックで大変だというときに、全部出していますよ。政府が言っていないんです。

その政府が大企業に応分の負担をさせようというのは、国際的な広がりの中で、日本だけは、そのことはやっていないんです。それどころか、今度、法人税まで下げろと言っているでしょう。もうむちゃくちゃですよ。だから、ここが一番大きいところだと、笑っているけれども、法人税が下がると地方交付税は下がりますよ。地方交付税の配分が下がるんです。このことが大問題でしょう、笑い事じゃなんです。私は、そういう点も、ぜひ理事者の皆さんも考えていただきたいというふうに思っています。

十分そのことを精査して、町長にぜひ、こういう局面で頑張っていたいただきたいなというふうに思っています。町長がおっしゃった食料主権の問題は、私は非常に賛成です。ただ、食料主権をね、やっぱりさっきも言いましたけれども、非常に大事なことです。今、国際的な流れになりかけているんですね。国際的な国税を中心とした、そういう中で協議が始まって食料主権の問題を各国の主権もきちんと認めながら、貿易を進めていこうということが、かなりの多数派になりかけています。この点は非常に大事だろうというふうに思っています。

それから、もう一つですね。この点で、TPPについて、もう少し、最後の質問だけしておきたいと思っています。経団連からご承知のように、大企業経団連から政治献金も受け取って、そ

の意向を忠実に進めている二大政党の民主党も、もう一つの自民党も党の政策法人としては基本的にTPPに参加する方向であります。この間、新しくできた政党もほとんど賛成をする予定であります。そうなりますと、現在の国会議員数の構成から見て、TPPの参加が強行される可能性が多分にあります。仮にTPPの参加が決まれば、先ほど述べたように甚大な影響が、この町にもやってきます。全国的には10月に農水省などが出した影響品目や影響調査、総定額などを各自治体で検討している町もあるようであります。北海道は、先ほど言ったところですから、省略しますが、そういう中で、本町での被害状況ですね、被害は、どういうふうに想定されているのかという点を、もしわかればご答弁願えたらと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そこまで検討はしていないというふうに理解しております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひ、それがどの程度まで、詳細なデータがつかめるかというのは非常に難しいところだと思うんです。ただ、生産、品目で、かなりこのぐらいになる。このぐらいになるということは、かなり具体的に接近できる方法はあるのではないかと、データの取り方もいろいろありますから、難しいところですけども、そういう点で、ぜひそういう努力も担当課のほうでもお世話になれたらと思っています。

次に、ごみの問題についてです。非常に苦心をなされているようでございますが、私は、ここは、今、いろいろと検討をしていて、今の答弁はですよ、検討しておいているという話なんです。当初は9月には出せるだろうという話が今度12月、12月が、今度は3月になると。これはどうなんだというのは、当然、出てくると思うんですね。時間は既に来ていると、時間が来ているんですけども、もう少し待ってくれと、平たく言えば、こういう答弁ではなかったかと思うんです。この理由をもう少しわかるように、言いにくいんでしょうけれども、町長も言いにくいんでしょうけれども、しかし、そこはなぜこうなっているかということ、はっきりさせるべきである。我々としてはつかみにくいというふうに思うんです。この答弁をお願いしたいと。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） このごみ広域処理研究会といいますのは、2市2町が、先ほど申しあげましたように、今後の、この地域でどういった形のものを進めていくのがよいのか、その検討ができる資料、根拠等を研究してほしいということで、今、事務局レベルといいますか、各課長、それぞれ担当課レベルで、いろいろと調査をしております。先ほども言いましたように、全体でどれぐらいの量があって、どういう方式があって、そして、それをやっていくには、どれぐらいのコストや建設費用がかかるのかという、そういうものは出てきたんですけども、その中で、先ほども申しあげましたように民間活力でできる方法がないのかということ調査する。そういう今、段階に入っておりますが、なかなかそうしたことを具体的に検討を、根拠となる、検討できる対象というものは、なかなか難しかったということもあまして、先ほど申しあげましたように埼玉県セメント工場での、そういう資料といいますか、見つけてき、そして、それを技術面や制度面から、どのようにクリアしているかというふうなことを今やっている最中でございまして、そこへ至りますまでに非常に手間がかかっているということでございます。ですから、あ

らゆる方法を考えた中で、いろんなメニューの中からみんなで、どういう方法を、どういう形でやっつけていこうということを今後、決めるわけですが、それに検討できます資料といえますか、根拠づくりに今、非常に苦労しているということですので、それらが実際に実験をするかどうか、そういうことを重ねた中で正確に我々が判断できる、そういうものを今、つくっているというふうに、私自身も理解しておりますし、そういうふうに報告を聞いております。

もう少し詳しい点につきましては、副町長のほうから答弁をいたします。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） もう少し詳しい状況ということではないんですが、先ほど、町長が申し上げたとおりなんです、民間の活用についての調査研究も一定程度進んでおります。現在は机上での整理はもう終えております。したがって、複数の案を設定することができておまして、ただ、これを今後、技術的、あるいは制度の面から検討するには相当の時間を要するというので、繰り返しになりますが、机上での一定の整理は終えています。これを後4カ月足らずではございますが、この複数の設定案につきまして、技術面、あるいは制度面での課題を整理して年度内には、通常方式と民間手法の活用方式の比較評価が可能な資料をまとめ上げることができるんじゃないかというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がありませんので、これぐらいにしたいと思いますが、私、冒頭にも言いましたように、広域化事業が始まった際の宮津ないし京都府に対する頭の中にね、強い先入観があります。信用できない。裏切られた。これが僕は離れないんです。皆さんは寛容ですから、理事者の皆さんはね、寛容ですから、そういうことはあまりこだわらないで、どんどん前に行きなるとしても。私、そういうことがあって、非常に納得できないことが多々あったということがありまして、こういう点で、私、改めて町長にお伺いしたいと思うんですね。この広域化事業の延長として、今、事業を進めているんですが、このことをきちんと総括が要るんじゃないかと、これは前にもちょっと申し上げましたけれども、そういうことを抜きに今回の場合の事業の、どう決めていくかというのは、ないがしろにされるのではないかと、また、こういうて決めておったが、こうなっちゃったみたいだね。あり得ると思うんです。しかし、そのことをきちんと総括するかどうかというのは、非常に大事なところだというふうに思っています。

もう一つ、最後に、もう時間もありませんから、言っておきます。これで最後ですから。合併をしまして、この町も、5年がたちました。これはさきの質問の中で、今田議員から質問があった件で、私自身も共感を覚えることがありまして、ごみに関連して、最終処分場の、いわゆる地元補償ですね、地元補償の基準が歴史的な経過があって、いろいろと事情があるんであろうというふうに思うんですが、しかし、もう5年になったわけですから、ほぼそれは見通しを立てて、何カ年計画で全部統一的な対応ができるということ、もう明らかにすべきできないかというふうに思っています。この点での二つの質問をお願いして、質問を終わりたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 総括が必要だということでございますけれども、一定の方向性を出して、今、既に宮津でお世話になりながら我々も、それに向けて進めております。そうした中で、今度の新しい形は、もう自分たちの旧1市10町でやろうとしていたものが、今どういう格好にするかとい

うことも含めて、それぞれの自治体で考えていく、方向性を出していくというふうな考え方に変わっておりますし、実際にごみ処理につきましても、今のところ期限は来ておりますけれども、地元のご理解を得ながら紆余曲折ありましたけれども、今、そういう時期まで来ております。総括というのを非常に大事かもわかりませんが、現実、今、進んでおります中で、じゃあ今後どうしていくかということについては、今までの、そうした反省を含めて、やはり新しいことを考えていく、それが一つの総括の方法ではないかというふうにも思いますので、もう済んでしまったことを、そういうことを二度と繰り返さないような方向で、お互いに協力し合って進めていくという方向で、今、進めているところでございます。

それから、最終処分場の件について、それぞれの旧町での取り決めもでございます。そういう時期ということもあろうかと思っておりますけれども、それは今後の、それぞれの地域との約束がございまして、それらについての整理は今後、やはり住民環境課等が中心となってやっていかなければならない時期も、もうそうで来るというふうに思いますので、それらについても、いつまでとは申せませんが、いろんな点で、それらも検討していく必要はあるかなという必要性は感じております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう終わる予定ですが、一言。

最後は前向きに答弁をいただくというか、検討したいみたいなことを言っておりますが、やはりいろんな事情はあっても、もう合併して5年、今後、やはりもう3～4年もすれば、4～5年ですか。すれば、もう10年になるわけですね。やはり10年一昔ではありませんが、合併した住民が今、感じる一体感ですね。違和感をなくすという意味では統一化は、もう避けられない事態だというふうに思っています。ですから、それは一刻も早く、できたらですよ。それは歴史的な経過があるわけですが、その点は十分してほしいなというふうに思っています。終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） すみません。確かにそうなんですけれども、やはりそれぞれの地域で、町、地区での一定の約束事がございます。やはりそれは守らなければならない、これも行政の使命だというふうに思いますので、やはりそれらが、もう迎えてということになった後の話としてしなければ、あのときの約束はどうだったということになりますし、また、もし新たな最終処分場あたりを、この与謝野町でということになりましたときには、やはりもとの、さっきの話じゃないですけども、初めの約束がきちんとできていないのに、今後なんていうことは考えていただけないと、そういう事態が起こると思いますので、行政の責任として、それはきちんと守った上でのお話とさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員にお願いしておきます。一般質問は通告制になっておりますので、通告以外のことについては、できるだけ質問を控えていただきたいと思います。

これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

なお、午後1時から議会運営委員会が開催の予定がされておりますので、ご参集願います。

（休憩 午後 0時03分）

（再開 午後 1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、議長の許可を得まして通告の質問をいたします。

最初に先月11日に発足した与謝野町産業振興会議について、質問をいたします。

最近の中小企業にかかわる国の動きを見てみますと、中小企業憲章が今年6月18日の閣議において決定されております。憲章とは、説明するまでもないことですが、重要で、根本的なことを定めた取り決めのことで、特に基本的な方針や施策などをうたった宣言書で国連憲章、児童憲章などがあります。我が町にも町民憲章があります。中小企業憲章は、冒頭で、中小企業は経済を索引する力であり、社会の主役であると記されています。憲章の基本理念の中には、中小企業は経済や暮らしを支え索引する。また、中小企業は社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の承継に重要な機能を果たす、そして、小規模企業の多くは家族経営形態をとり、地域社会の安定をもたらすというふうに記されております。また、その憲章の中には、五つの基本原則、八つの行動指針も示しております。この憲章は国内の企業数の99%を占め、従業員数の67%を占める中小企業が振興しなければ、地域社会の安定が損なわれると、このように言っていると思います。我が町に合わせてみますと、産業として町を支えているのは、中小零細企業の経営者や、そこで働く人たちです。どのようにしたら、皆さんの元気を出せるか、考えていかなければならないと思います。

与謝野町の商工業の振興計画については、平成20年に第一次与謝野町総合計画が策定され、地域内における循環経済の構築などが施策方針の中に記されております。平成22年3月には与謝野町産業振興ビジョンが策定され、その中に与謝野町の産業振興の目指すべき姿を実現するために、その目的や目標と、それぞれの果たすべき役割を明確にした与謝野町産業振興条例の制定を検討しますと記されております。

また、策定委員会の提言書の中にも、基本計画の推進に当たって緊急を要する取り組み、中長期的な取り組みなどを具現化していく方策について、議論をする和謝野町産業振興会議の立ち上げとともに、和謝野町の産業振興の担い手である地元企業の活性化を町ぐるみで推進するための条例の制定について、早急に実施されることを要望しますとも書かれております。

振興条例は、各地の自治体で策定されており、1979年に東京の墨田区で中小企業基本振興条例が制定されたのが始まりで、近年、市や県の制定がふえてきています。2010年10月現在、15の道府県が、また、56の市区町が条例を制定しております。中小企業振興条例は、事業者及び行政の協働により地域の活力を生み出すことを目的にしたものであります。特に中小企業課同友会が、この条例制定運動に取り組んでおられます。経済面からの地域づくりに積極的に活動をしておられるようです。条例を制定すれば、地域産業が振興するというものではありませんが、条例ができることによって行政は、中小企業が地域経済振興の担い手であることを理解して、地域に合った振興策を進める。中小企業は、社会的責任を自覚し、行政や地域と協働の関係をつくり上げていくことが求められる。そして、町民は中小企業の健全な発展に協力するよう努めるなど、それぞれの責務が示されます。

産業振興を進める理念と行政の責務、事業者の役割、地域住民の理解と協力を条例化するもの

で、与謝野町の経済からのまちづくりであると私は認識をしております。中小企業基本条例の策定については、4月の町長選挙のとき、法定ビラに掲載されている取り組みたい重点課題等の中にも入っております。今年6月には与謝野町産業振興会議設置要項が発表され、9月には発足すると聞いて、その日を心待ちにしておりましたが、何があったのか存じませんが、おくれること2カ月、去る11月11日、第1回の会合が持たれ、委員の辞令交付と正副会長が選出されたと聞きました。いよいよ振興会議の胎動です。この質問の要旨を提出した後、12月8日の産業建設常任委員会で振興会議の会員名簿などを知らせていただきました。24人の委員と一人のオブザーバーが決まっているようでした。私は委員の中から産業振興のリーダーが育つ内容の濃い議論を、また、研修をしていただきたいと、このように思っております。そこで町長に質問をいたします。振興会議は与謝野町産業振興ビジョンを具現化する方策を検討するために設置するとありますが、この会議にかける町長の思いを知りたいと思います。

二つ目に、委員の任期2年の間に振興条例の制定を見込んでおられるのでしょうか。

3番目に知識及び経験を有するオブザーバーを設置することができるとあります。常任委員会で聞きした岡田先生のほかに、また、どのような方をお願いされるのか。もし決まっておるようでしたらお知らせ願いたいと、このように思います。

次に、防災について質問します。この地域に住み、安心してらせる安全なまちづくりについて質問をします。総合計画の中にもある安心・安全なまちづくりは、この町にとって一番大事なことであります。与謝野町はいつ起きかわからない自然災害に対して、国の災害基本法に基づき地域防災計画で、その対応を決め万全を期しています。一方、武力攻撃事態や大規模テロでは、国の国民保護法に基づき、町民の生命、身体及び財産を保護し被害を最小限にとどめるため、国民保護計画も策定しています。そこで今回は自然災害の対応について、質問を続けたいと思います。

さて、与謝野町防災計画は与謝野町防災会議が平成19年3月に策定したもので、風水害等の一般計画と震災対策計画、そして、資料の3遍からなっており、自然災害に対応するよう計画されています。まず、防災会議についてお尋ねをします。この防災計画では、3節で災害基本法第42条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要のあると認めるときは、これを修正するものとするがありますが、毎年、行われる防災会議では、どのようなことを議論されているのでしょうか。平成19年3月に策定してから、これまでに防災会議で修正されたところがあれば、お知らせしていただきたいと思います。

次に、防災分野における男女共同参画の推進について、お尋ねをします。防災会議のメンバーは設立時、町長を入れて28人、現在は団体の消滅などで空席ができて25人です。男性がほとんどで、女性は会長の町長と15号委員の与謝野町婦人会長の2人です。率にして1%に満たません。一般計画の災害予防訓練の項に住民自主防災組織、民間企業及びボランティアなどの防災に関する関心を高める。その際、被災時の男女のニーズの違いと、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとなっております。男女共同参画の上からも女性の委員が少ないと思いますが、いかが思われますか。

次に、防災士についてお尋ねをします。大規模の災害が起きたとき、公的機関の救助が動き出す前に地域で救助活動を始めるとき、防災の知識を持った者を中心に救助活動を始めれば、混乱

も少なくできるのではないかと考えます。そこで防災のリーダーの養成が必要になってくると思っています。NPO法人、日本防災意識機構が防災士という資格をつくり、リーダーの養成をしています。本年10月末の時点で全国4万1,380人が防災士として認定を受けています。京都府では365人が認証を受けているようですが、与謝野町でも、まだ、取り組んでいただけないようでしたら、取り組んでみてはどうでしょうか。

次に、防災訓練について提案をします。毎年3月に大規模災害を想定した避難訓練が行われています。私も与謝野町発足から毎年、ボランティアで非常通信の訓練に参加してきましたが、ことしの訓練は区の役員をしていましたので、区の中で訓練をしました。その中で独居の老人や歩行困難な人など、社会的な弱者の方の避難訓練もしてきました。今までの訓練で感じたことは、毎回、単純でも同じことを繰り返すことが実際、被災したときの行動の基礎になると思います。

地震でも水害でも、近所で最初に集まる場所は同じにしなければ避難するときに混乱が起きません。発表されている与謝野町洪水避難地図、けさ勢旗議員の質問にもありました、いわゆるハザードマップですが、これなども参考にしながら現在、各地で決めている最初の集合場所を見直して、地震、水害、どちらでも安全と思われる場所にする必要があります。

次に、防災訓練に自衛隊の参加を要請して、災害時の救援体制の構築をしてみたらと思います。自衛隊は我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため直接侵略、及び間接侵略に対し、我が国を防衛することを主たる任務としていますが、大規模地震対策特別措置法などの法律により、部隊等を支援のため派遣することができますとなっております。実際の災害時の要請は知事を通してすることとなっておりますが、訓練であれば、町の判断で要請することができます。福知山の陸上自衛隊は近隣地域の担当を各中隊で割り振っております。与謝野町の担当は第一中隊となっております。ことしの秋、福知山駐屯地創立記念日に第一中隊長とお会いして防災訓練の話などをしていましたところ、前向きに考えていただけるようでした。

与謝野町は福知山の第七普通科連隊とは大江山登山マラソンでも毎年、お世話になっています。本年の登山マラソンにも音楽隊と一緒に第一中隊長も来ておられました。自衛隊の訓練参加を疑問視される方もあるかもしれませんが、自己完結型の行動がとれる災害救援出動では地震、台風、水害、雪害、火山活動など、多種多様な災害に対応できます。有事経験を積んできた陸上自衛隊は世界の軍隊の中でも、災害対処能力は高い部隊と言われています。先ほども言いましたが、自衛隊法において、主たる任務目的とはされていないことはしっかり認識しておかなければなりません。訓練に参加を要請して町内の施設などを実際に見ておいていただき、被災時の活動が、よりスムーズにいけばと考えております。以上で、最初の質問を終わります。よろしくお祈いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員の1番目、与謝野町産業振興会議の1点目、この会議にかける町長の思いはでございますが、きょう午前中にも少し申し上げましたけれども、総合計画の中に位置づけられております商助という町民の方々の協力体制を具体的に、じゃあどういふ形で、どうしていくのかというようなところの検討も含め、産業振興ビジョンができました。このビジョンに基づいて、それでは行動プログラムを具現化していこうということで、そうした計画等をつくり上げ

ていただいた多くの、そうした町民の皆さんの非常に強い思いを今回、こういった形で具現化していける会議という形をもって実際に行動していけることがスタートできましたので、それについては本当に大変うれしく思っておりますし、この具体的には産業の振興のための、そうした研修会や講演会の企画開催、あるいは産業活性化にかかる緊急的な施策や中長期的な施策の策定を具体的に、今、ご検討いただく、そうした会議でございます。そうした中で、委員の構成でございますが、今回は従来からの商工会等々によります当て職による推薦をいただいている方以外に、みずから地域産業の活性化に取り組んでいただける方々が必要であるというふうな考えで、一般公募を行いまして、全体24名中、15名の方を委員として委嘱させていただきました。

既におくればせながら第1回の会議を11月11日に開催しておりまして、私も参加し、委員の皆様からご意見を聞かせていただいたところでございます。私の感想は従来の事務局提案型の会議が非常に多い中で、会議のあり方や方向性も委員の皆さんが意見を出し合い、振興される会議となって大変心強く感じているところでございます。これは先ほど申し上げましたように、やはり自分たちで、自分たちの役割を担っていこうとする思いを持った方々が、この委員会、会議の構成メンバーとして、ずっと引き続き入っていただいているということが大きな要因ではないかというふうに思っております。

特に印象的だったことは、計画はするが、だれが行うかの議論に至りましたので、委員の皆さんが、それぞれの立場で町の活性化を真剣に考えておられまして、大変うれしく思いました。先ほども出ておりましたけれども、この企業誘致をしましたところからも、この会議に入っていたいております。ですから、消費者、あるいは企業、商工会、そして、この産業振興を行っていくとする、あらゆるいろんなメンバーの方が、また、女性も含めて入っていただいているということで、今後も、私自身も皆さんとひざをつき合わせて議論を重ねてまいりたいというふうに思いますし、町として行わなければならない課題を的確に判断し、実行していくための場にしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の委員の任期2年間の間に振興条例の策定を見込んでいるのかというご質問でございますが、私は選挙のときのお約束として取り組みたい重点課題に中小企業振興条例の策定を上げておりますので、早期に実現していきたいというふうに思います。

ただ、私の手法としましては、町が条例制定の検討を行うのではなくて、この産業振興会議で議論を尽し、さらには町民の皆さんにも、この条例の理念等を理解していただいた上で、町民の皆さんの総意で策定をしたいというふうに考えておりますので、本会で十分議論を願いたいというふうに考えております。

委員の皆様からは積極的なご意見もいただいておりますので、前向きな議論がされるものと思っております。一つの産業振興を進めていくための中心的な考え方になる条例だというふうに思いますので、そうしたことを総合計画を立てたときのように、やはりそれを具現化する中身については、やはり大勢の町民の皆さんの理解を得た上での策定にすることが実際の魂の入った条例、つくただけじゃなしに、それを活用し、運用し、この地域の活性化を図っていくための大きな力になるというふうに信じておりますので、今後、さらなる前向きな議論がされるものというふうに思っております。

次に、3点目の知識及び経験を要するオブザーバーは、どのような方々になるのかのご質問

でございますが、既に1名を依頼いたしております。お名前を申し上げますと、京都大学大学院経済学研究科の岡田教授でございます。専攻は地域経済論、現代日本経済誌で全国の市町村の活性化策の助言も行っておられ、大変ご活躍をされております。せんだって本も中小企業振興条例だったですか、何かそういうふうなのにかかわる本も、もう既に出しておられる方でございます。さらには過去、農業政策におきまして旧加悦町、そして、野田川で助言や調査研究をいただいた方でございます。また、与謝野町にとって産業振興のアドバイザーとして活躍いただけるものというふうに確信をしております。また、具体的な施策や取り組みのアドバイザーとして商工、労働、農業関係の、そうした京都府職員にもお世話になる予定でございます。

最後になりますが、この会議は原則公開としておりまして、開催日日程を公表することとしておりますので、議員の皆様には、ぜひ傍聴をいただければというふうに思っております。

それから、2番目の地域防災計画についてお答えいたします。まず、1点目の毎年開催することが決められている防災会議は、どのようなことを議論しているのかについてでございますが、防災会議の所掌事務は、与謝野町防災会議条例に規定しておりまして、与謝野町地域防災会議を作成し、その実施を推進すること、町の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。もう一つは水防計画を調査審議すること。そのほか、法律、または、これに基づく政令により権限に属する事務となっており、ご指摘のように必ずしも毎年開催することが決められているものではございません。第1回目の会議は平成18年11月に開催し、27名の委員に委嘱を行うとともに、防災会議の役割等について説明し、防災会議運営要綱について、ご承認をいただきました。また、与謝野町の地域防災計画の策定に当たり、策定根拠や必要性、策定方針、計画構成について審議いただきました。

次に、第2回目を平成19年3月に開催し、与謝野町地域防災計画の最終案をご審議いただき、現在の与謝野町地域防災計画を策定いたしております。この計画策定後、この計画に基づきまして、防災に関します施策を進めているところでございまして、デジタル防災行政無線の整備、FM告知端末機整備、災害時要援護者施策の推進、福祉避難所の指定、防災会議の実施などの施策を順次、推進してきているところでございます。その防災会議は平成19年3月以降は開催しておりません。地域防災計画策定から4年が経過します中で、近年発生いたします集中豪雨など、災害特性も変化する状況下にあることから、計画の中身を再点検する必要性が生じてきているというふうに考えておりますので、防災会議を開催し、地域防災計画策定後の防災に関する状況の変化等によります施策、取り組みについてご審議をいただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の防災会議のメンバー構成でございますが、与謝野町防災会議条例第3条第5項の規定によりまして委員をお世話になっております。現在23名の方に委嘱をいたしておりますが、いずれも公共団体、あるいは公共的団体を代表していただく方となっており、残念ながら女性の委員は与謝野町婦人会の会長1名でございます。議員ご指摘のように、男女共同参画の観点からも女性の委員委嘱については、常日ごろから認識をいたしておりますが、条例の規定上、現在のところ構成メンバーを変更する考えはございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、3点目の防災士の養成についてですが、大災害が発生したときなどに公的な支援の到着がおくれるという現実に対応するために、消防や自衛隊等の行政機関が機能を発揮するまでの間、被害が少しでも軽減されるよう地域防災のリーダー的な役割を担うため、防災に関する意識、

知識、技能を有する資格でNPO法人、日本防災士機構が認定している資格であるというふう
に承知をいたしております。現在、与謝野町の地域防災につきましては、消防団をはじめ各区の自
主防災組織が地域防災のかなめとして、いわゆる共助の役割を果たしていただいているところ
でございます。このような地域の組織と防災士との連携や、その養成の取り組みを、どのよう
に関連づけながら地域防災力の向上の推進を行っていくのか、今後、十分研究していきたい
というふうに思っております。

最後に、防災訓練に自衛隊の参加を要請してみてもどうかについてでございますが、ご承知
のとおり平成19年3月以降、毎年、先ほど全町一斉に防災訓練を実施しており、今年度も3
月に防災訓練を計画いたしております。ことしで4回を数えることとなりますが、回数を重ね
る中で少しずつではありますが、町民の皆さんの防災意識の向上が図られているものとい
うふうに考えております。議員、ご指摘の自衛隊への参加要請や救援受入体制の内容も計
画策定の視野に入れながら防災訓練の充実を考えていきたいというふうに思います。以
上で、塩見議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

それでは、振興会議のことについて2回目の質問をさせていただきます。

町長の思いというのは、先ほど山添議員の質問の中でも商助、公助、共助、自助の話
の中で、若干、私も伺いをしております。そういうわけで、これは本当に町長もおっしゃ
るように地域全体として協力をしていこうという、そういう気運は非常に大事だと、こ
のように思いますが、ある程度、スピード感を持って進めていかないと会議はできたけ
れども、いつまでたっても結論が出ない。先ほどお尋ねしましたが、町長は、僕が切
った2年以内ということに対して期限の返事はしてもらえませんでした。気持ちの中
で1年ぐらいをめどにされているのか、2年ぐらいを考えておられるのか。その部
分について再度、お尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 総合計画ができてからも、もう既に2年、3年たっております。そ
うした中で、やはり具現化していく意味で、非常にそういう民間の企業の皆さんも頑
張ってやっていこうという気運が盛り上がっておりますし、幸いタイミングよく、そ
ういう一番中小企業振興条例なんかのオーソリティの先生をお願いすることもでき
ましたから、ある意味、皆さんに詰めた論議をしていただく中で、この与謝野町
の総合計画に商助ということが載った、これは本当によその行政では考えられ
ない。与謝野町そのものが総合計画を手づくりでしたという証だと思います。で
すから、その証を、やはり京都府下でも、まだ、ございませんので、やはりこ
うした皆さんの思いを具現化していく一番大きなポイントが、この中小企業
振興条例にあらわすことができるのかなと、理念をきちんと、そこへうたうとい
うことでございますので、そういった意味で、できれば1年ぐらいの間にも、こ
の取り組んでいただいて、一つの形ができるようにしたいなと、そういう町
民の人の思いを形に、できるだけ早くしていきたいなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。

条例は、その地方の公共団体が自治権に基づいて制定するものです。法令の範囲内
で最終的に

は議会の議決も要ると思います。そういうことを考えると、一日も早く真剣な論議を、皆さんと一緒にやってもらって、ある一定の方向性というんですか、そういうものを見つけていただきたい。呼び名としては中小企業振興条例だとか、地域振興条例だとか、いろんな呼び名があるようですけども、特に呼び名にはかかわらず、やっぱり地域の産業をどうするかという視点で、ぜひ話をまとめていただきたいと思いますと思っております。

それから、それができたから振興するというものじゃなくて、やっぱり制定してから本番が始まるというふうに思っております。条例をつくって終わりにするのではなくて、条例の後のステップという部分も、また、その会議の中でいろいろと検討していただいているのが事後にとってもいいんじゃないかというふうにも思いますので、そういう部分も、ぜひ議論をしていただきたいと思います、このように思っております。

それから、産業の面で、ことしの5月に与謝野町商工会が行った会員事業所の実態調査というのがありまして、それを見ますと前年度より売上げが増加した事業所は8.4%、10%以上減少したというのが67%あるんですね。約7割が昨年より売上げが減っているというようなことが起きています。これは本当に深刻なことだと思います。また、もう一つ、見てみましたら営業年数が2年未満というのが1%なんですね、会員数の。アンケートの答えの中で、ということは新規の、いわゆる事業者がない、少ない、いわゆる起業を、起こす業ですね。起こす業をほとんど与謝野町では新規のものが起きてきていないということで、やっぱりそういう部分も町の元気が本当でない一つの例かなと、本当に与謝野町は疲弊しておるように思うわけです。こういう状態を何とか、この会議を通して振興していける方向に持っていけたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1回目の会議の中でもいろいろな意見が出ておりました、先ほども申し上げましたように、この地域で循環する、そういう経済活動が起こってくれば、それが今度、少しずつ、そのスパイラルが上向きに上がっていく、一つのきっかけにもなるだろうと思いますし、きょうの午前中の中でも誘致されてきた企業の中で、今度は農業の、そういうところと地元の製品とで鳥獣害対策に力が入られることになれば、たとえ、そこに町として一定の補助をするようなことがあっても、農業者にとっても、また、企業にとっても大きい力になるわけですから、いろんなアイデアが今後、この中から出てくるのではないかなというふうに期待をしております。

一足飛びになかなかいきませんが、まずは、今ある、頑張っている企業、あるいは町民の方たちが一つのきっかけで前へ進んでいけるような、希望が持てるような、何かそういうことが、この中から起こってくればいいなと思っております。なかなか我々も専門的な知識は持っていませんけれども、従来の当て職ではない、手を挙げていただいた皆さんが、それぞれいろんな意見をお持ちですので、一定の町としても認めたといいますか、町も参加した中での会議ですので、その中で、いろんなご議論をいただいたことは、やはり実行に移せるような町も努力が必要かなというふうに思っております。

お答えになったかどうかわかりませんが、まずは、そういうところからやらせていただきたいと思います、と思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 3番目のオブザーバーの先生、岡田先生は、私も過日ですけれども、市内で講演を聞かせていただきまして、非常に地方の経済、日本全体ですけれども、詳しく分析して、よく地方のことにも精通されておられると思います。先ほど、町長も紹介されましたように、非常にいい人にお願いができたなというふうに喜んでおります。その後、町長、府の職員とか、いろいろな方に、また、お願いするというふうにおっしゃいました。公募の委員さんも多いですし、今回、そういう方の意見も聞きながら、あまり費用にこだわらず、やっぱりいい先生には多くの方に来ていただいて、いろんな議論や講演をしていただきたい。私たちも、また、そういうところを通じて勉強をしていきたいと、このように思っておりますので、どうかそこら辺はよろしくお願ひします。これは、それでこの分で振興会議の質問は終わりに。何かありますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 余計なところで手を挙げましたけれども、この24日にやっと先生とのコンタクトといたしますか、第2回目の会議が設定できまして、まずは先生の話聞いて、我々も同じ共通認識のもとに今後、議論に入っていきたいなと思っておりますので、第2回目が12月24日にさせていただきますので、また、オープンでございますので、議員の皆さん方にも聞いていただける機会があるのではないかなと思っておりますので、ちょっとご案内だけ。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 24日に来られるということで、ぜひタイミングが合えばお話を伺いに行きたいというふうに思っております。前回、お会いしたときにも、余談ですが、京都府で与謝野町が一番早く、この振興条例ができるのかなというふうなことを、ちょっとおっしゃっておられました。それでは、二つ目の質問の防災のほうに移りたいと思います。先ほど、町長が防災会議について毎年、行わなくても、毎年するとは決まっていないうふうにおっしゃいましたが、町の青い表紙の防災会議の、この分厚いのを見ました。その中で先ほども言いましたが、この防災計画は、その3節で計画の修正という欄がありまして、そこで災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年、検討を加えというふうにちゃんと書いてあるんですが、その部分は、先ほどの町長の答弁と若干ずれるんですが、どのようなことなのでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 検討会議といたしますか、防災の、そうした会議はしておりません。しかし、その計画に基づいて、先ほども申し上げましたようにFM告知だとか、そういう町の施策は、どんどん進めておりますし、そうした計画づくりもやっておりますので、しかし、それが皆さんとの共有したような形になっておりません。ですから、やはりそれも見直し、あるいは周知をしていただくという意味で、今後においては、やはり1年に1回ぐらいは、そうした会議を持つ必要があるかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 私が知っている範囲でも、資料の中には、もう既になくなっていて、その地域で、スーパーの名前が、そのまま残ってしまったり、それから、新しく福祉施設で避難所になっているところが載っていなかったり、いろいろ長年、長い間、検討をされていないと思うんですが、そういう部分が抜けたり、新しい追加がなかったり、先ほどFM告知の件もおっしゃいましたが、やはり頻繁にとはいませんが、やはり3年間、何もやっていないというのは、

ちょっと長いかなというふうに思いますので、ぜひ検討を、また、していただきたいと、そのように思います。

それから、防災分野における男女共同参画の件ですが、その条例の関係で女性の委員が入りにくい形になっているということは、確かに認めますが、条例が変われば、変えればというんですか、幾らでも入ってもらえます。やっぱり被災したときの女性の視点から基本的なところは、やっぱりそういうところで決めておかないと、避難場所に女性の職員がおるから大丈夫だと、そういうことではなしに、やっぱり基本的なところ、やっぱり女性の視点も入れて物事を決めていかないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういう視点は大事だと思いますので、ちょっと一考をさせていただきます。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） それから、防災士の件ですが、それぞれの各区が自主防災組織というんですか、そういうものをつくって、それぞれの各区で対応をしているということですが、やはりその中に防災に精通した方がおられるといいんですが、消防のOBなんかでね、なかなかそういう方もおられない区もあつたりします。そういう部分では一考をさせていただいて、すべてのことは言いませんが、そこそこ大きな区にはやっぱり複数の、そういう方が、そういう認定をされた方がおられるというようなことも非常に重要なことじゃないかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身も、ちょっと不勉強で、こういう防災士というものがあるということ自体、知りませんでした。これはどなたでも年齢関係なく、また、性別関係なく、あれ多分、救命救急士と同じように、そういういざというときに役立つ知識といいますか、技術や何かを身につけておこうとする人が入られる自主的な、取られる資格だと思いますけれども、こういう方が大勢ふえるということは、これは町にとっても大きな財産でございます。いろんな形で、団体で受けてもいいようなことも書いてありますし、広く、こういうことについてはPRといいますか、啓蒙をして、いざというときのための、そうした人材を常日ごろから育てていくような、そういう必要性があるかなというふうに改めて感じましたので、各区を通じてだとか、役場の職員もですし、消防団もそうですし、持っていて決して悪い資格ではございませんし、また、それによって非常に義務が生じるというものでもございませぬので、そうした意味では広く皆さん方に知っていただいて、そうしたことができればいいなというふうに思っておりますので、何とか考えさせていただきますと思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ひとつよろしく願いしておきます。

それから、防災訓練についてですが、去年とおととしと同じような訓練だったということで、去年の訓練に対する説明なんかも、去年と一緒にすからというようなことで済まされた部分がいっぱいあります。やっぱり訓練というのは非常に大切なので、同じことをするんですが、やはりそこにちょっと何か少しだけでも新しい取り組みとかができるように、訓練が済んだ後で、それなりの総括をしてやっていただきたいというふうに思うんですが、たまたまちよっと目についた

ことがありますので、今ここでお見せしますが、これ去年とおととの防災訓練のピラです。同じものです。同じものならいいんですが、中を読みますと、ちょっと読んでみますね。

最初に、この訓練は北丹震災から82年が経過しというのが、これが平成21年の訓練の要項の中に書いてあるんです。22年の訓練の要項の中にも北丹震災から82年が経過しと、同じことが書いてあるんです。結局、きちっとしたことをやはり担当課でできずに、まあまあ時間がきたから適当に出しておけというような形でやられたんではないかなというふうに、ちょっと思えて仕方がないので、やはりきちんとそういう部分はチェックをして間違いのないように、小さなことですけれども、やはりそれがちょっと気がゆるんだりしておることが、いざというときに大きなことになると思いますので、ぜひその部分もしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、自衛隊の訓練の要請、参加の要請ということですが、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います、町長も、そのようにおっしゃっていただきました。

先ほど言いました第一中隊の中隊長さんというのは、豊岡市の但東町の方なんです。僕のところからいけば峠を越えたちょっと向こうなんですけれども、非常にこの地域のことも精通しておられまして、いろんなことを相談したり、いろんなところを知っていただけておくというのが一番、今、その中隊長さんは、自衛隊の隊員さんの中でも適した方じゃないかなというふうに思っています。いろんなことはあると思いますが、ぜひこの件も前向きに検討していただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本当に登山マラソンだとか、それから宮津のお祭りにも、おみこしの担ぎ手がないので、自衛隊から参加されたりとか、非常に地域の、そうしたことについて頑張って支えていこうという姿勢を感じております。実際に先ほどの気の緩みじゃないですけども、実際に事が起こったときには、そうしたつながりというのは非常に大事なことになるというふうに思いますし、常々のそうした、いざというときのための災害時について、やはりお互いに情報を交換し合うということは、登山マラソンや、そうしたもの以上に大事なことだと思いますので、これにつきましても、一度検討させていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。これで質問を終わります。

議 長（井田義之） これで塩見晋議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めにWeb図書館、いわゆる電子図書館の導入について、教育長にお伺いいたします。読書は我々の人生を、より豊かなものにするだけでなく、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。これは平成20年6月、国民読書年に関する決議において、2010年の本年を国民読書年にするのが国会で決議されました。そのときの意義と趣旨でございます。

この決議では読書のまちづくり広がりや、さまざまな読書に関する市民活動の活性化など、読

書への国民の意識を高めるために、政・官・民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねることが宣言されました。そこで、政・官・民、一体となって図書館をはじめさまざまな場所以で行事や取り組みが推進されていることは皆様のご承知のところでございます。そうしたことから今回は公共図書館の、さらなる利用の改善、また、利用推進を図る観点からWeb図書館の導入について質問をさせていただきます。

近年、国民の活字離れが指摘される中、電子書籍の普及が注目されています。電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたもので、今、話題のIPATやAmazon提供の電子書籍リーダーKindleの登場を受けて、今後、国民のニーズが飛躍的に高まると予想されています。そうした中で、東京都千代田区の区立図書館はいち早く電子書籍の存在に着目し、平成19年11月、インターネットを使って電子図書を貸し出すWeb図書館をスタートさせました。国内の公共図書館としては、初の試みで、開始以来、広く注目を集めています。このWeb図書館では政治経済、文学、語学など、さまざまなジャンルの電子図書を提供しており、その数は10月現在で約4,600タイトルに及びます。利用者はインターネットを介して24時間、365日、いつでも貸し出し、返却ができるため、わざわざ図書館に出向く必要がありません。外出困難な高齢者の方や障害を持った方、また、来館時間がない多忙なビジネスマンの方でも気軽に書籍を借り、調査や学習に役立てることが可能であります。

借りた電子書籍は普通の本をめくるように画面上で読むことができますし、さらに、この電子書籍の特徴として画面上で文字の大きさを自由に拡大、縮小できるため、自分の読みやすい文字の大きさで読書を楽しめます。また、自動読み上げ機能や自動めくり機能に加え、音声、動画再生機能等を搭載しているため、視覚障害をお持ちの方でも読書を楽しむことができます。また、従来の書籍ではできなかった外国語のリスニング、音読なども可能であります。さらに文字やアンダーラインなどの書き込みも可能なので、書き込みが必要な参考書や問題集なども貸し出しすることができます。ちなみに返却時には書き込まれた文字やラインは自動的に消去されます。そのほかには膨大な行政資料、文書も電子書籍として貸し出し可能であります。利便性以外の管理、運用の面からは、貸し出しされる電子書籍はすべてデジタル化されているので、従来のような大きな書庫スペースが不要になり、限られたスペースの中で蔵書をふやしていくことができます。また、書籍の貸し出しや返却と、返却の遅延による催促も不要になるため人手も要りません。これは規定の貸出期限がきて、延長手続をしなければパソコンで読めなくなるからであります。また、書籍の盗難、破損、未返却等の損失はありません。従来の図書館にも、よい点は多くありますが、これと併用することにより、図書館の利便性がさらに上がり、利用者もふえると思います。加えて管理、運営コスト面においても導入する効果があると考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

次に、電子教科書の活用についてでございますが、文部科学省の調べによりますと、全国の小学生のうち学習障害などで読み書きに障害のある児童、生徒が約2.5%いるとされています。それに加え視覚障害、聴覚障害、肢体不自由者、知的障害などの児童、生徒も読むことに困難を抱えています。教科書をはじめ印刷された本を読むことに困難のある子供たちが学習をあきらめることがないよう、本へのアクセスを可能にする一つの方法としてマルチメディアデジ書

の利用があり、現在、全国の読みに困難のある小・中学校の児童、生徒、約500名がマルチメディアデージー教科書を活用して効果を得ています。デージーとは、デジタル・アクセブル・インフォメーションシステムの略で、近づきやすく、得やすい情報システムと訳されています。デージーはもともと視覚障害者の方のために録音テープにかわるものとして開発されました。これをさらに文字と音声と映像を組み合わせたものがマルチメディアデージーです。パソコンで音声を聞きながら同時に文字や絵、写真を見ることができ、読んでいる箇所がハイライトされるので、どこを読んでいるのかわかるようになっていきます。わかりやすい例を挙げれば、カラオケを歌うとき、テレビの画面の文字の色が変わっていくようなイメージです。

2008年9月、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進に関する法律、非常に難しい名前ですが、いわゆる教科書バリアフリー法と著作権法の改正より、これまでの制約が大幅に緩和され、デージー版教科書が作成できるようになりました。また、本年の1月1日より著作権法がさらに施行されたことにより発達障害も含まれ、文部科学省検定教科書もデージー版教科書として活用できるようになりました。そこで特別支援教育に力を入れている本町において、デージー教科書の活用に積極的に取り組んでいくべきだと思いますが、教育長のご所見をお伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 浪江議員のご質問の1問目、Web図書館の導入についてお答えいたします。電子書籍につきましては、浪江議員の言われていますとおり近年、IPAT等のモバイル器機の普及によりまして注目されています書籍の活用方法であると、そのように思っております。

電子書籍が今後の読書方法の主流になるとも言われており、浪江議員、先ほどご紹介になりましたように、既に公共図書館の電子書籍サービスの先駆けとして平成19年から東京都の千代田区立図書館でサービスが始められております。それからまた、ことしの10月には大手出版社で図書館向けの電子図書サービスを開始したとのニュースも報道されたところでございます。音楽がレコードからCDになり、そして、Web配信が主流になりましたように、議員も仰せのとおり、書籍もやがて電子図書が主流となる時代がやってくると、多くの方々を感じておられるのではないかと思います。当町の図書館も加盟しています京都府の京都府図書館協議会の中の専門委員会におきましても、既に公共図書館として、どのように電子図書へ対応していくか、担当者レベルではありますが、研究が始められているところでございます。

しかしながら、著作権問題や、それから端末の普及など、まだ多くの課題も残しているとも報道されていますし、だれでも無料で電子書籍を読むことのできる民間のサービスも始まり、だれでも簡単に手持ちの書籍を電子書籍化できるソフトの販売も開始されるなど、電子書籍を取り巻く状況は激しく変化している最中でもありますので、今はまだ、様子を見る段階ではないかと思っております。

与謝野町の町立の図書館として与謝野町の所有する、どのような資料を電子図書化して提供するのか等、検討しなければならぬ課題も多くあると思われまます。しかしながら、議員、仰せのとおり、この電子図書化は進んでいきますので、これが時代の趨勢でもありますので、公共の図書館としての役割は何かということのをベースとしまして、電子図書への対応を研究していかなければ

ならないとの考えであることを申し上げまして、1問目の答弁とさせていただきます。

次に、2問目のデジ教科書の活用についてであります。議員ご案内のとおり国におきましては、平成20年9月17日施行の障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律、おっしゃられましたように、いわゆる教科書、バリア法と著作権法第33条2の改正によりLD、学習障害と言われておりますけれども、等の発達障害や視覚障害、その他の障害のある児童、生徒のための拡大教科書やデジ版教科書が製作できるようになりました。デジ版教科書とは、例えば、先ほど議員が紹介されましたけれども、例えばパソコン画面に文字の大きさを変えたり、音声で再生したり、読む箇所を違う色で目立たせ、それから、また、読む負担を軽くし、より理解ができるように手助けするものであります。わかりやすくいえば、先ほど議員、おっしゃいましたように、あのカラオケで歌っていくところが知らせてもらえるような、そのようなものだと思っていれば結構かと存じます。

その活用状況であります。平成21年末現在で全国で約300人の児童、生徒に活用され、京都府内のある小学校でも、個別の障害に応じた指導を行う通級指導教室の授業で活用されて、保護者や教諭から学習の理解が向上したとの効果が言われ、その普及推薦への期待が高まっているところでございます。しかし、現在のところ、このデジ教科書は、いわゆる教科書無償給付の対象になっておらず、その製作は多大の時間と費用がかかり、ボランティア団体頼みであるため、普及には、まだ時間がかかるようです。安定してデジ教科書を配布、活用できるよう国の支援を期待するとともに、特に特別支援教育の充実を図るため、デジ教科書の活用は重要であると認識していますので、その活用方法や指導法について研究していく必要があるかと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 浪江議員の質問の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

2時55分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時39分）

（再開 午後 2時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、浪江郁雄議員の一般質問を続けます。

浪江議員。

8番（浪江郁雄） ただいま答弁をいただきまして、その中で何点かございましたので、一つずつ、さらに伺っていききたいと思います。

まず、初めに著作権の話をされました、非常に懸念され、大きな障害があるというような話でしたが。これきょう、本日の新聞ですけれども、この中にも京都や滋賀の企業、いわゆる京セラとか大日本スプリントが参入という記事がございますし、また、11日にはソニー、シャープが乗り出すといった新聞記事、それからまた、8日の日にはドコモと大日本印刷、このあたりが、どんどん乗り出してきておるとい、この1週間ほどに立て続けに新聞記事が出ておまして、その著作権の問題を言われておりましたが、こういったことで徐々にクリアできるのではないかなというふうに、私は認識しているわけですが、教育長が答弁の中で著作権のことを言われましたので、このあたりの認識を、まず、伺っていききたいと思います。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。先ほど確かに著作権等の課題が、まだ、残っているというこ

とを申しましたけれども、これは先ほど言いましたように電子書籍が今後の主流になっていくだろうという、そういう時代の趨勢にありますので、当然、それらに出てくる課題につきましては、それぞれいろいろ皆さん、知恵を出しまして議論しまして、課題を解決してきているのが、今までの新しい時代に対応してきているのが日本の歴史だと思っております。だから、やがていろいろな形で、今、障害となっている課題についてはクリアされていくものだと私自身は認識しております。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、2点目に端末の普及という答弁がございました。この電子図書の場合は、家のパソコンで見るわけなんです。端末は端末で、また、別のサービスで将来的には携帯電話で読めるような、そういったサービスになるのではないかなというふうに思っております、パソコンですね、今、かなりのご家庭に普及しているのではないかなと思っております、そういったあたりでも、その端末が一つの障害になる、大きな障害になるというふうには、私のほうは認識しておりませんで、このあたり、再度伺っておきたいと思えます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。未来永劫端末の問題が大きな課題だというふうには認識しておりません。現在、即、普及するとするならば、まだ、それらの課題があるということを申し上げたわけです。当町が展開しております光ファイバーのほう、インフラも整備されていけば、当然、そうした端末の問題もクリアされていくときは来ると、そのように思っております。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） あらかじめ初めに申し上げますが、今の図書館は全部切りかえるとかいうのを申し上げるわけではございませんでして、今の図書館と併用してということを一回目の質問でも申し上げました。ですから、例えば障害があって、なかなか出にくい方がありますとか、そういった方がパソコンを入れられれば利用できるという、また、仕事で忙しい方も図書館に行けないけれども、夜でも貸し出しができますので、そういったあたりを言っているわけでありまして、パソコンが、なかなか端末がないからという、そこ1点ではない、そういうメリットもあわせて考えていただきたいと。

それから、今、有線テレビというか、光ファイバーの話が出まして、これちょっと通告にはないので、議長のお許しがいただければ答弁をいただきたいんですけども、これ12月6日の京都新聞の記事でございまして、目指せ放送内容充実という形ですね、与謝野町の有線テレビの記事が載っておりました。これずっと読んでみますと、内容的には自主番組の充実といった形なんですけれども、それと見方によっては、なかなか普及がもっとも必要できないのかなというのうたってあるわけです。それで、このWeb図書館をしますと、これパソコンが必修関係になります、インターネットと。そういった意味でも、この利用できるというか、活用できる。今ある多額のお金をかけた有線テレビですけれども、こういった光ファイバーも有効活用できるのではないかなという、このあたりからも必要性を訴えていきたいと思えますので、議長のお許しをいただいて、答弁がいただけるのであれば、教育長以外の方でも答弁がいただきたいと思えます。

議長（井田義之） 答弁してください。関連しております。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 言葉じりをとらえられまして、そうした、先ほど議員さん仰せになりましたメリットですね、それは私は否定するところではございません。確かに障害のある方で、なかなか図書館へ行けない人、それらの人が自宅でいろいろな書籍、あるいはデータ等が活用できるというのには非常に役立つものだと、そのように思っております。

光ファイバーのほうは整備されていきますと、そうしたインフラが整いますので、その暁には本当に図書館機能が、さらに拡大、充実していくことはできると、そのように思っております。しかしながら、現在のところ、いろいろな課題があります。私自身は、その新しいものですね、そうしたものについては、やはり一定の検証をする期間が必要だと、そのように思うわけです。確かに、新しいものが出てきたときには、常に、その利点、それからメリット、そうしたものが協調されていきます。しかしながら、その裏に何かあるかということは、しばらく検証してみないとわからないことではございます。したがって、私たち、いわゆる行政の職員にある者が慎重になるということは一般に言われますけれども、やはりある一定の検証の期間があって、そして、不都合なところ、課題があれば、その課題に対応することを、対策ですね、それらを考えながら、やはり導入すべきものだと、私自身は思っております。

例えば、今、インターネット、あるいはお話に出ました携帯電話、非常にそれらは便利なものです。それによって、我々の生活が、どれだけ便利になり、豊になったかということを変更して申すわけではありません。しかし、その一方で犯罪、それから、子供たちに、いろいろな悪影響というものが出てくることは事実なんです。そうしますと、新しいものに対して、私自身は、やはりすぐ飛びつくのではなしに、一定の期間、やはり検証することが必要だと思っております。例えばWeb図書館にしましたら、先ほど議員、ご紹介になりました東京の千代田区立の図書館がいち早くやっております。いうたらパイロットですね、やはりそれらの成果を見ながら、あるいはまた、それらの運用の中から出てきている、そうした課題等を見詰め、そして、我々で考えていってからのほうがいいと、私自身は思っております。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁いただきました。これおっしゃるとおりでございますが、しかしながら、なかなか様子を見るとか、便利なものには、どんな裏があるかわからないと言われても、例えば、そういった流れはとめられませんし、それよりも、むしろうまく使いこなすといいますか、そういったあたりを使っていくのが大事ではないかなというふうに思っております。

それから、そのほかにも、どんなものを電子化したらいいんだというようなお話もございまして、これは千代田区の図書館等、いろいろと検証をされておまして、どういったものが電子化に向くのか、また、やはり絵本みたいなものは、普通の紙のほうが、最初はものめずらしさでふえたけれども、今は減っているでありますとか、いろいろと状況が出てきておりますので、こういったあたりも、ぜひとも情報を仕入れいただいて研究していただきたいなというふうに思っております。

次に、デジタル図書館について、伺っていきたくと思いますが、これ答弁の中で紹介がありました府内で一部ということで、これは恐らく伏見区住吉小ですかね、おそらくこの話ではない

かなと思うわけですが、通級指導教室で使われております。それから、答弁の中で、普及に時間がかかるという答弁がございました。これ私は、一つに、まだなかなか認知されていないといえますか、知られていない面もあるのではないかなと思いますが、このあたりの認識はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。普及に時間がかかるということにつきましては、結局、先ほど最初の答弁で申し上げましたように、今、その教科書の無償給付の対象になっていないために公費が使えないという、そういう側面があるんですね。したがって、その製作には、先ほど申しましたようにボランティアの方々に頼らざるを得ないということで、まず、供給部数が少なくなるという、少ないという、そういう状況があるわけです。しかしながら、先ほど議員、紹介になりました京都市の伏見区の小学校では、かなりの教育効果を上げているということを、私も資料で読ませてもらったわけですが、そうした、やはり実践ですね。実践の、やはり成果の積み重ねが待たれるところだと思っております。やはり、それらがやがて、私は国を動かすと、そのように思っております。今まで教育の世界におきましても、やはり先進的な研究をし、そして、実践をし、そして、そこに一定の成果が上がったもの、それが広く検証されたときには、やはり国のほうも、それに対しては、それに応じた措置を講じてきておるのは実態ですので、私自身も先生方には、教員には新しい指導方法の、メディアとしてデージー教科書等の研究はしておく必要があるということは機会があれば申し上げたいと、そのように思っております。やがてこれも、先ほど申しましたように、多くの実践がなされ、そして、そこで成果があり、研究の成果がみんな認められれば、国も教科書無償給付の対象にするときは来ると思っていますので、そのときには対応できる用意をしていくように、指導はしていきたいと、そのように思っております。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁の冒頭に無償化といいますが、そういったお話をされたわけですが、私の認識では、これそういう今、ボランティア団体が作成されているわけですが、ここに申し込めばネットからダウンロードするのは無料と、また、送った場合はCDの実費代というか、200円の送料とうたってあるわけですが、この辺の認識は言い渡しておるわけですが、このあたりはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） そうしたデージー教科書について、先ほど申しましたように、教員のほうに研究するよというように指示していきたいと思っております。その中で、やはり何よりも直接、児童・生徒を指導する教員が、その成果等を知らなければ、私どもが笛を吹いたって踊らないという話になろうかと思っております。今、推進課長のメモによりますと、8,000円ぐらいでダウンロードできるようです。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） このあたり、ちょっと私、認識があれだったんですが、それと今、教員のほうにもいろいろ研究するよというお話が、今、答弁の中でございました。これは文部科学省の事務連絡の、こういったものが行っていると思うんですけども、この中で3点ほどあるわけです。

が、指導教員への提供、これができるようになったというか、それから、例えば学年と違う、もう1こ下の教科書も使うことができるとか、こういった事務連絡が行っておると思うんですが、まず、これについて、この事務連絡に対しての対応を、まず伺っておきたいと思います。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 議員、文科省の事務連絡の件ですけれども、このデジター教科書についてのやつは、今、私ども、それを言われましても、それ自身がありませんので、デジター教科書のほうに対応することはできます。しかしながら、先ほど申し上げておりますけれども、新しいものがいろいろ出てき、そして、一定の成果を上げ、そして、これは有効な指導方法、あるいは教材だということになりますと、常に文科省のほうは、そうした連絡をしてきます。例えば、1年下のやつを使ってというのは、今、特別支援学級のほうでは、当然、それは許されていることでございます。それも最初は通知でやった、事務連絡とかいう、そういう形で私どものところに参っておるわけでございます。したがって、我々も、そのデジター教科書、それから拡大ですね、につきましても、当然、取り入れておれば、我々は通知を学校のほうに、当然していくことになります。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） 私のほうは、これもうすっかり皆さん、現場のほうにおりているものだということをお前提に、今、質問させていただいたわけですが、それと、教育長の答弁の中で、何回か気になるわけですが、新しいものとか、時期尚早というか、まだ、早いというか、こういった言葉が何回か聞かれたわけですが、この発達障害といいますか、こういった児童、生徒さんですね、例えば、文章を読んでいても1個、行が飛んでみたりとか、戻ってみたりとか、なかなか読めない。それがあるがために、もう授業に出たくないでありますとか、非常に悩んでおられます。また、そういったことが、なかなか周りでも理解できなくて親御さんでありますとか、そうしたあたりも大変ご苦労をされておまして、こういうことを考えますと、そういった効果があらわれていると、そういったことがあるのであれば、積極的に、通告書にも上げておりますが、活用と、こういったことを今回、質問をさせていただいたわけですが、このあたりについて、再度、ちょっと認識をお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 私の言葉足らず、あるいは表現が不的確だったかともかもしれませんけれども、私は新しいものをすべて否定しておるわけではございません。例えば、電子書籍でも、これからは、それが主流になっていくだろうと、それが時代の趨勢だということも述べさせていただきました。しかし、すぐにと申されますと、そうはいかないということを申し上げたまででございます。それから、確かに障害のある児童、生徒、それに対する支援、あるいは教育、それを軽視しておるつもりは一切ございません。やはり少しでも、そうした児童、生徒が学習する権利が保障されるように努めるのが我々の役目であると、そのように思っておりますので、誤解のないよう、ひとつご理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8番（浪江郁雄） 私も誤解をもし与えたのであれば、私は、そういったつもりはございませんでして、このあたりも、そういうつもりはございません。そこで今、答弁がございました中で、それ

では実態をどのように今、この発達障害の方、読み書きの不自由な児童、生徒の実態をとらえられているのかなど、このあたりをお伺いしたいと思います。例えば、今、何名ぐらい、そういった方がおられるのか。また、できれば、そういった全国では、ちょっと私も、どこで見たか、今は思い出せないんですが、ある調査をしているときに、増加傾向にあるというふうな記事を読んだ記憶がございまして、ちょっと・・・ないわけですが、そういった状況にあるのかどうか、与謝野町が、このあたり、まず、現状をお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。まず、現状ですけれども、LDですね、それから、ADHDですか、注意欠陥多動症というんですか、LDが学習障害と言われております。それとコミュニケーションの未発達というんですか、それに障害がある子供。はっきり診断をされたとか、そうした児童、生徒はいません。ただ、その疑いがあるとか、そういう傾向があるなどという児童、生徒につきましては、約20名程度というふうに私どものほうでは把握しております。それから、読み書きですね、それらの実態につきましては、極端な例は今のところ伺っておりませんし、それぞれ通級指導教室で、個別に教員のほうが懇切丁寧にという、そういう形で授業のほうを進めておる実態でございます。以上です。

議長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） なかなかどういった児童、生徒がデイジーの対象になるかというのは、これは非常に難しいのは、私も認識しております。どこまでありますとか、なかなか親御さんたちも認められないといえますか、認めないといえますか、認めることができないといえますか、いろんな状況がございまして、そういう背景があるわけですが、やはり、これまず現状を把握することがデイジーの研究ももとより、まず、一番大事なんではないかなということをおもっております。このあたりを対応のほど、お願いしておきたいと思っております。

それから、もう1点でございますが、これちょっと通告からずれるので、もしだめでしたら指摘していただいたらいいんですが、昨年ですか、国の経済対策を受けまして電子黒板が与謝野町でも入りました。私も一般質問をさせていただいたという経過があるわけですが、そういったものにも活用できるというような記事を、私も読んだわけですが、このあたりは、どのような見解を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。もしよければですけれども。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 失礼しました。先ほど、もう一つのやつを答弁漏れしておりました。いわゆる、そうした障害のある子供がふえる傾向にあると言われておることについての答弁を求められたわけですが、いわゆる私どもといたしますと、やはり発達障害という形で呼んでおりますけれども、その子供というのは、年々増加傾向にあるというふうには認識しております。結局、その方面に詳しい校長の話によりますと、発達障害というのは、ずっと広く持つておるわけです。場合によれば私自身も、ある意味では発達障害があると言われても、これは仕方がない点があるわけです。結局、その発達障害というのを、どのところで、あるいは、どここのところからを発達障害というふうに呼ぶか、だから、その区切りが、座標でいきますと、原点から左へ行けば多くなりますね。それから、右へ行けば少なくなります。そのように子供の実態をいろいろ議員、先ほどおっしゃられますように、実態把握を綿密にしていけばしていくほど、ある意

味では、そうした発達障害を持っている、そうした子供の数は逆にふえるという傾向にもなるのかと、そのように思っております。

それは先ほどの答弁漏れの部分です。それから、電子黒板、今回、入れていただきました。先ほど教育委員が学校を視察、ずっと行きまして、そして、必ず電子黒板の利用状況について委員長は、殊さら熱心に聞いておりましたけれども、各学校、全部が全部、今すぐ電子黒板を活用しているかと言えば、そういう状況にはありません。やはりそれに対応できる教員の問題がございますので、その活用につきましては、予算でも認めていただきましたように、そのインストラクターのような方を来ていただきまして、より教員が研修を積みまして多くの教員が活用できるよう、そのように我々は努めていくつもりでございます。

それからまた、ついですけれども、それとともにデジタル化に伴いますテレビを入れてもらいまして、大型のテレビでございます。それについては非常に現場の教員のほう、喜んでおること事実でございます。以上です。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 少しちょっと質問の仕方がまずかったんですけども、このデジジー教科書と電子黒板との関係ですね、連携といいますか、このあたりが活用できるという認識があるわけですが、一方で、これまた、大勢の前で使うというのは、また、著作権の問題で、問題があるというのもありまして、ちょっと私自身はどっちなのかというのがありまして、そのあたりの見解をちょっとお聞きしたかったわけですが。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。まず、デジジー教科書それ自身にね、まだ、私ども、それを使用しておりませんので、それについて実態に基づいた答弁はできませんけれども、当然、先ほどの電子黒板、これから大型のテレビ、そうしたもので当然、それも活用できると、そういうように思っております。しかし、大きなところでというのは、私は、大きなものというのは、多くの人数を対象するものですので、個別指導には向いていないと、そのように思います。だから、デジジー教科書等は、やはり個々で、マンツーマンで指導をする。それに活用すべきものだと、そのように思います。以上です。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。それとちょっと話が戻って申しわけないんですが、ちょっとWeb図書館で一つお聞きしたいことがございまして、ちょっと戻りますけれども、私、通告書の中でも、1回目の質問の中でも運営、コストの面で質問をさせていただきました。例えば本が破れたりとか、また、返ってこなかったりとかいった。こういった損失が全くゼロになると。それから、催促や、そういうの人手が要りませんかといったことを効果として上げたわけですが、このあたりちょっと答弁の中で、そういったコストに関する答弁がなかったように思うわけですね。このあたりの見解をお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 確かに、そのように、今まで図書の貸し出し等に伴います人手の問題、あるいは書籍の破損、紛失、そうしたものは防げるだろうと、そのようには私自身も、議員のご指摘のとおりだと、そのように思っております。しかしながら、実際に今、仮に、私ども町立の図書館の

ほうに、それを導入して、どれだけの財源が節約できるかということは、まだ、何も検証しておりませんので、最初の答弁で申し上げましたように、研究していかねばならないことだというふうに考えておるといふ段階ですので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長（井田義之） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） しっかり、できれば研究ですか、研究をしていただきたいなど、私はやはり利便性が上がって、また、運用コスト面等でも導入効果があるのではないかなというふうに考えておりますので、このあたりをお願ひしておきたいと思ひます。

それから、デイジー教科書もですね、本当に困っておられる生徒さん、導入を待っておられる間に卒業をされてしまいますし、できれば、こういった活用もしっかり検討していただいて、前向きに取り組んでいただきたいなというふうに思っております。以上で質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

1点目は、自治基本条例の制定についてであります。民主党政権が掲げる政策の1丁目1番地であります地域主権改革関連三法案が、今臨時国会で成立せず、継続審議になったことに全国知事会など、地方6団体は抗議する声明を発表したと報道されているところでございます。来年1月の通常国会で成立させるよう強く求めておきたいと思ひます。一方、関西広域連合が12月1日にスタートし、山田知事は住民ニーズを起点に国の縦割行政を崩す地方主権は、この国を再生する唯一の手段であるとして報道されているところでございます。いずれにしても地方分権、地域主権が進展し、権限、財源が地方に移されるということは、国会で審議、議論されていることが地方議会での論戦の場面が多くなり、地方議会の役割が高まってくることとなります。本町議会におきましても、議会活性化特別委員会を設置し調査研究を行っているところであります。また、議会に関する住民アンケート調査も実施したところであります。調査結果も踏まえまして、議論を積み重ねていき、その成果として議会基本条例を制定し、町民に示し、議会の活性化を約束することは大変重要だと考えているところでございます。

また、町民が自治の主体であり、町政の主権者であることを認識し、町民自治の町を実現するためには、自治基本条例と議会基本条例の二つの条例がそろふことは大変重要になってきます。

町民参画の協働のまちづくりを進めていくためには町民の思いを出し合つて、行政の責務と住民の役割を明確にする自治基本条例を制定するのは最もいい方法であることを鳥取県北栄町へ行政視察に行きまして、学んできたことであります。この点につきまして町長の見解をお尋ねいたします。

2点目につきまして、美心与謝野の中心である、ちりめん街道の電柱地中化についてであります。与謝野町観光振興ビジョンと産業振興ビジョンを具現化するために、商工会の取り組みとして町、教育委員会、ちりめん街道を守り育てる会、地元住民代表、商工会役職員等で構成するちりめん街道活性化調査研究委員会が本年6月に設置され、活動されてきた成果を発表する中間報告会が過日、加悦地区公民館で開催されました。同委員会は美心をもたらず観光の町を目指す、

このことを基本テーマといたしまして、ちりめん街道の交流人口を5万人にすることを当面の目標に定めているところでございます。今後のソフト事業の課題として、他地区の重伝建との連携強化、公共交通機関との協調体制づくり、街道の特産づくり等、手づくりお店等の育成が上げられているところでございます。また、ハード事業といたしましては、電柱の地中化と自然色舗装、与謝野天橋立インターチェンジ付近にPR看板の設置、町並みの修理、修景事業の促進、町屋民宿の開業などが重要だとして報告がされたところでございます。ご存じのように全国各地の重伝建地区では電柱の地中化が進められているところでございます。国や関西電力も参加する近畿地区無電柱化協議会は、今年6月、嵐山を流れる保津川に沿って走る府道、鯖街道の一部区間を新たな地中化と決めたと報道されているところでございます。地中化には1キロ当たり7億円かかるとされていますが、街道を訪れた人々が安心して町歩きを楽しめるためにも、また、地域の人たちが安心して歩いて暮らせるまちづくりを進める上でも電柱の地中化は必要だと考えております。町長の見解をお尋ねいたします。以上、2点につきまして、よろしくご答弁いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 杉上議員、1番目のご質問、自治基本条例の制定についてお答えいたします。京都府や滋賀県など、近畿2府5県が参加いたします広域行政組織関西広域連合が12月1日に都道府県レベルで構成する全国初の広域連合として発足いたしました。ご承知のとおり本広域連合は府県を越える広域事務を担い、国からの権限委譲の受け皿として機能強化を目指すものとされており、京都府では観光、文化振興の事務を担うこととなっておりますが、従来国における縦割行政の仕組みを一掃し、地域主権の名のもとに地域がイニシアティブをとり、関西オリジナルでまちづくりに取り組めるものと期待をしているところでございます。

このような府県レベルでの取り組みの一方で、前回の9月定例会で伊藤議員の一般質問でもお答えいたしましたように、地域主権戦略大綱では地域住民が、みずから暮らす地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという、そういう住民主体の発想に基づいて改革を推進しなければならないこととされております。しかしながら、その全体像が見えない中で、財源抜きの権限委譲では、どうともなりませんので、今後の動きを見定めたいというふうに考えております。

このように地域主権のもとに地方自治を推進していくには総合計画にも掲げてありますように、住民との協働が何よりも大切であるということはいまでもございませぬ。議員のご質問にもありました鳥取県北栄町では、自治基本条例を、また、お隣の京丹後市でも京丹後市まちづくり基本条例が既に制定されておりますが、このような自治基本条例は住民自治に基づく自治体運営の基本原則、要はまちづくりの仕組みのルールを定めた条例でございます。条例の骨子はまちづくりの方向性や住民参画、情報公開、首長や職員、そして、議員の義務、責務などをうたっておりますが、そのほかに議会基本条例、住民投票条例との関連を位置づけていることも特徴的な点でございます。そして、この条例の位置づけは、その自治体が定める最高規範であり、他の条例、規則及び計画等については、この条例の内容を最大限尊重することとされており、すべてのまちづくりのルールづくりが、これに集約されているというものでございます。

しかしながら、内容は、どこの自治体もほとんど同じでありますので、条例制定のための条例化では全く意味をなさないものと考えております。与謝野町においても総合計画に基づき、住民との協働によるまちづくりを推進しているところでございます。策定するにいたしましても、これらの条例がまちづくりの推進に、どのように機能させればよいのか、また、実際に取り組みされている団体の事例から、さまざまな課題等も勉強するなど、調査研究を進め、住民説明会なども行い、住民の皆様にも納得いただいた上で結論を出すべきものと考えております。したがって、今すぐに制定をするという考え方は持っておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それから、2番目のご質問、ちりめん街道の電柱の地中化が必要だと考えるが、町長の見解はについてですが、議員ご指摘は、去る12月4日に開催されましたちりめん街道活性化調査、研究委員会の中間報告会で電柱の地中化が今後の課題の一つとして位置づけられたこと。また、国土交通省が幹線道路や歴史的町並みを保存すべき地区において地中化、無電柱化を推進していることからだというふうに思います。そのことによりまして景観面、あるいは安全面ですぐれたものになるという考え方もございますが、道路幅員が狭く、歩道がない道路では、電柱がなくなれば歩行空間が確保され、歩きやすくなる。つまりバリアフリー化になると思われがちでございますが、その実現には多くの困難があるようでございます。まず、電線類を地中に埋めるためには、そのためのスペース、これは変電器などの設置スペースが必要ですが、上下水道管が埋設されておりまして、余剰スペースが限られており、道路の幅員を広げざるを得ないという場合が多いようでございます。ちりめん街道と呼ばれております町道中市線は、家屋が密集しており、道路を広げる余裕はございませんので、地中化することは非常に難しいものと判断しております。また、工事費も1キロ当たり、先ほど議員さんは7億円と言われましたが、4億円から5億円ぐらいかかり、維持管理費にも多額を要すること。また、電線類地中化地域に建築する場合や既存の建築物に新たな電線類を引き込む場合には、そうでない地域に比べ地中工事費を余計に負担しなければならないなど、個人のご負担も増加してくることとなります。また、そのほかにも上げられる地中化のデメリットといたしましては、災害時に被害は少ない場合が多いが復旧工事に時間と多額の必要を要する。また、工事が調査も含め長期間に及ぶため、地元関係者に多大な迷惑をかけるといったことが上げられます。

以上、申し上げました理由も含め、当町のように財政状況も非常に厳しい自治体においては、ちりめん街道といえども電線等の地中化は困難と考えますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上で、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4番（杉上忠義） 1点目の住民自治基本条例につきまして、町長の答弁のまとめといたしますか、方向性としては調査研究して結論を出していきたいということでもございました。京丹後市や私ども議会が行きました鳥取県北栄町等々、いろんな制定がされているところが似ている条例なのでという点が気になるわけですが、なぜ重要かといいますと、よく言われていますように合併して住民が一体感を持つていくためには、自分たちがみずからどういう条例を制定して、先ほど町長の答弁でありました共同参画でまちづくりを行っていくかという、この非常にプロセスが重要だというふうに思っているところでございます。また、一方、よく聞きますのは、選挙の時点

で町長自身がマニフェストに掲げまして制定される町もでございます。いずれにいたしましても、町民みずからが、今のところ与謝野町では、そういう気運がございませんけれども、やはり調査研究していただきまして、行政が住民の肩をちょっと押していただくという姿勢が重要ではないかというふうに思います。その点につきましてもう一度お尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これは、この自治体そのものが、どういう指針でもっていくかということにつきましては、地方自治法、あるいは憲法の中にも、その具体的にどうだということが書いてないわけですね。京都府なんか、そういう意味で、自治を行っていく、行政を進めていく上で、その基本となる、そういう条例を制定して、そしてそれを一つの指針として、いけば憲法みたいなものですね、それをお互いに理解して協働でしていこうということで、これも京都府も、ついこの間、あらかた案がまとまりました。その委員会といいますか、作成には、私も参加させていただきましたし、それから、京丹後市なんかは、自分たちの市をつくっておられますので、市長会の代表、私は町村会の代表で行かせていただいて、そういう策定といいますか、そういうものにも参加させていただきました。その中にもやはり民間の女性の方も含む方も参加されまして、それぞれの立場から、あるいはNPOの、そういう活動をしておられる方、あるいは産業界で頑張っておられる女性の方、いろんな方の意見を聞いた上で一つのまとめをつくって、それを各市や町に公聴会を開いて、いろんな意見を聞かれて、最後、議会の意見も聞いた上で作成されたということですが、それでもここ2年ほどですかね。京都通いをさせていただいたと思います。そういう意味では、そういう首長の考え方もあるでしょうし、住民の方たちの、そういう必要性といいますか、盛り上がりも非常に大事なことだというふうに思います。

そういう意味では、そうしたものを持つということは、一定の、どういう首長がかわっても、また、どういう状況にかかわっても、その自治体のあり方、ありよう、行政の運営なんかに対するきちっとした、そういう定めができていくということで、これは必要だというふうには思います。しかし、この今の状況の中で、それを醸成していくには相当の時間がかかるなという思いもいたしますし、また、これとあわせておっしゃるように議会での、そうした基本条例みたいなものも当然、必要になってくるのではないかなというふうに思います。それらのスタートをする議論を、まずしていくということが、やはり大事じゃないかなと思いますので、そうしたことがいろいろと議論されたり、あるいは、議会の中でも議論されたり、あるいは町民の皆さんの中でも、そういう、つくっていこうという、そういう気運を醸成していくということから、まず、し始めなければならないのではないかなというふうに考えております。時期がいつということは言えませんが、そうしたものの必要性ということは十分承知をしているつもりでございますので、今後の課題とさせていただきます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 議会のほうにおきましても、先ほども申し上げましたように、そんなスピード感はないですけども、じっくりじっくり議論を積み上げて条例制定に向けて、私自身は進んでいきたいというふうに思っております。今、町長の答弁にございましたように、議会のほうも進んでいきますので、ぜひ行政と住民が協働して自治基本条例制定に向かいまして、少しずつでも進めていただきたいというふうに思っております。今、答弁にありましたので、期待をして

おきたいというふうに思います。

2点目の美心与謝野、ちりめん街道の電柱の地中化でございますけれども、答弁を聞いていますと、まず、非常に家屋が密集しているので経費がかかるという点が非常に心配された答弁でございましたけれども、私のほうからいいますと、言いたいことが全部、心配にかわった答弁だというふうに受けとめたんですけれども、災害時は大変、復旧には時間とお金がかかる。いやその逆をいきますと、電柱がないから安全で安心して歩いて、ちりめん街道の風情が町歩きをしながら楽しめるというのが非常に重要だというふうに思っているところでございます。いろんなハード事業も調査研究、委員会の中で出ておりましたけれども、やはり第一歩は電柱の地中化、あるいは自然色の歩道が重要だというふうに思っているところでございます。ぜひとも他地区の伝建地区も参考にさせていただきまして、ぜひ、この点につきましても、まず、調査研究を始めていただきたいなというふうに思います。地域住民の意見をよく聞いていただきたいなというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この秋、前にも申し上げたと思いますけれども、知事との和い和いミーティングが尾藤家でございました。そのときの知事の発言の中で、今そういう景観を守っていく、あるいは重伝建のところで、いろいろと論じられているのは非常に規格にはまったというか、画一的だと、地中で電柱を埋めたら、どこもそうしなきゃならないような、そういう同じような格好になって、そうじゃなしに、むしろ今あるものをもっと有効に打ち出していく、そういう責めと申しますか、むしろそれを責めにしていくような考え方が必要ではないかと。だから、昔の丸太の木の電柱を立てて、やっていくというようなこともおっしゃってました。確かに地中、すっきりしていいんですけども、物理的に、財政的なお金の問題だけじゃなしに、物理的に狭いところに、そういう電柱と申しますか、地中化をしていくには、普通より以上にお金がかかるし、また、実際に災害が起こったときには、電線が全部、こういう床の下に入れてあって、災害が起こったときには、もう大変だったというのと同じで、やはり今は見えるところにありますし、あれにまた、CATVのいろんな光ファイバーの線も載ったりしているわけですから、あれをまた、一から下へ埋めるなんていうことは私は無駄だと思っています、むしろ。私は思っているんです。

だから、そうじゃなしに、そうであるなら今の状況をよりよい、住んでいる人にとっても、あるいは、よそから来た人にとっても、もっと魅力のある方法をほかに考えたほうがいいんじゃないかなというのが正直なところなんです。非常に否定的な話を申し上げましたけれども、地元の方たちも、いろいろと言っておられるかもわかりませんが、むしろ外野のほうからいろいろと言うているのかもわかりませんが、やはり今あるものを大事に保全しながら、気持ちの上で、心で、さっきありましたけれども、心でおもてなしにするほうに、ソフトの部分でのお金をかける、そういうことが必要じゃないかなと思いますので、答弁にはならないあれですが、議員さんに対するお答えとさせていただきます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） もちろん町長もおられまして、知事との和い和いミーティング、私も教育長の横に座らせていただきまして、いい席で聞かせていただきましたので、しっかり覚えているんですけども、私のほうは、知事が集中投資をここにしようかなとか、ぼそつと言われたのは覚えて

しますし、教育長や町長は、個性的な町並みをつくってくださいと、例えば電柱は木でつくってあったり、舗装しなくて土こもりが上がるぐらいの道のほうがいいですよと、極論を言われたと思うんですね。それとちりめん屋さんをちりめん街道に集中して、丹後ちりめんを、ここで作りましょうよと、こういうことを言われたんですけども、極端な例を出されただけだと思うんです。やはりそこは、よく議論をしながら電柱の地中化や自然色舗装を進めていってほしいなど、私は思いますし、これが町並み形成をする場合の本当の必須条件だと私は思うんですけども、その点、もう一度、町長の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 前向きかどうかはわかりませんが、この件につきましては、今ここだけでも、これだけいろんな議論といますか、あれが出ますので、やはり真剣な、あそこを全体をどうしていくんだというふうな視点で物事を考えていく必要があるんじゃないかと思います。確かに知事は極論を言われました。トイレが少ないなら我が家の家を開放して、どうぞどうぞと言ったらいいんじゃないかということですけども、そういうのも一つの方法ですし、ないものをねだるだけでなしに、あるものをどう生かしていくかという、そういう発想が必要だということ言われたんだと思います。

そういうことで、これからはちりめん街道については、町としてもバックアップしていきたいと思いますが、地中化するためには個人の負担もかかるということもよう考えていただかないと、これは町が全部持つというものでもございませんので、その辺もしっかり考えて、商店街なら商店街が持つような、そういう形だと思いますので、あったらいいでしょうし、それがあつたほうがいいのかどうか、それらも含めて十分論議をしていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 激励を受けまして、やじ、うれしいやじでございます。久しぶりでございますけれども、この地域のミニコミ誌にイメージ図を掲載したところ、物すごい反響があったというふうに聞いております。これがちりめん街道の電柱のないイメージ写真でございまして、ぜひ町長もごらんになっていただきたいと、ひたすらお願いしてきょうのところは、第1回目の論戦は、この辺にしたいと思います。どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

午後4時15分まで休憩します。

（休憩 午後 4時01分）

（再開 午後 4時15分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続けます。

9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） それでは、本日、最後になりました、あと少しの間、おつき合いをいただきますよう、皆さん、よろしくお願ひします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして私の一般質問を行います。

今回、私は「危ぶまれる今後の地元建設業」と題して、特に入札制度について焦点を絞り、担当でおられます副町長にお考えをお聞きしたいと考えておりますが、若干、建設業者さん寄りの

質問内容になるかとは思いますが、私の基本理念は町民が主役であり、常に町民目線で考える、これが私の理念でございます。町民の皆さんが安心、安全で生活を日々送れるためには、地元建設業者の方が担っておられる役割は非常に大きいと感じております。そういった地元建設業者の方を保護、育成していくことが大切ではないかという分野から今回、質問をさせていただきます。そういった思いをご理解いただきまして、ご答弁を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、本題に入ります。我が国の経済は円高や低迷する株価の影響はあるものの、少しずつ回復の傾向にあると中央では発表されております。しかしながら、当地域においては、当町も含めて基幹産業の織物業をはじめ農業、製造業、販売業、飲食やサービス業、その他の業種においても依然厳しい現状に変わりはなく、当町においても厳しい財政の中、各課でいろいろな事業や支援策も計画され、実施され、我々町民が安全で安心な生活がおくれるための業務に日々励んでおられ。大変感謝するところでございます。そういった中で、今回、私は建設業に着目をし、入札制度に焦点を絞り幾つかの質問をさせていただきます。この入札制度につきましては、議会でも多くの議員の方がいろいろな方向から提案や質問をされましたし、近いところでは本年6月定例会でも、私と同じ会派の勢旗議員が入札改革と電子入札の導入についてというテーマで一般質問もされました。以前には、私自身も指名業者のランクづけに当たり地域貢献度の重視や下請制度の見直しなど、質疑提案をさせていただいたこともございます。それぞれ質問や提言に対しては、その時点での最善であるという方法が答弁をなされたのではないかと記憶しておりますが、見直しいただいた点、改善いただいた点も多くあれば、あまり納得のいく結果につながらなかった点もあったのではないかなと感じております。

今回、私の質問につきましても、今まであった質問と多少重複してお聞きする部分もあるかとは思いますが、担当であります副町長の現時点でのお考えをご答弁いただきますよう、お願いいたします。

私は、今の当町における入札制度について、幾つかの課題、また、問題点があると思っております。改善すべき点も多くあるのではないかと感じております。その問題や課題を見直し、改善を図り、すべての地元建設業者がより公平で納得のいく方法を選択することが行政のできる、いわゆる公助の部分であり、さらに工事の質の確保や、最終的に業者の保護、育成にもつながるのではないかと考えております。

最初に、なぜ今回、再度、入札制度に焦点を絞り質問をさせていただくかとの理由を申し上げますと、一つは入札制度につきましては、私が議員1年生の最初に所属させていただいた常任委員会が産業建設常任委員会であり、当時から興味のある分野でもあり関心もございました。議員活動のテーマの一つとしても取り組んでまいっておりました。もう一つは地元建設業者を育成していかなければ、私たち町民が安全で安心できる生活を送ることができないのではないかという不安を感じているからでございます。

建設業が地域にもたらす影響は、町民が地域の安全で安心に暮らせるためにだけでなく、雇用一つにとっても、地域経済の活性化に大きな貢献、また、影響力があると感じております。今、多くの地元建設業の方は大変悩み、苦しんでおられます。私は勢旗議員が質問をされた6月以降も、いろいろな業者の方とお話をさせていただく機会を設け、いろいろな悩みや不満をお聞きいたしました。その中で、私が強く感じたことは、今、地元建設業者の方がおかれている状況は、

非常に深刻であり、今後、存続の危機にあると感じておられる方が決して少なくないという事実でございます。2009年8月、衆議院選挙の後、国政は民主党に政権交代がなされ、無駄の改善と財政の見直しという名目で事業仕分けがなされ、そのしわ寄せは地方にとってさらに厳しさを強いられることとなり、地方への交付金は減少し、公共事業も以前に比べると大幅に減り、地域の中小事業者は多くの従業員の雇用を抱え、ますます経営状態は厳しく、深刻さは増す一方であるという状況は、もはや自助の努力の範囲だけではどうしようもない事態になっているのではないのでしょうか。ことしに入ってから、町内指定業者のAランクの業者が事実上、経営困難により廃業され、当町が合併してから4年半の間に町内の建設業者が合計4件も自己破産、もしくは自主的に廃業されております。このことは質問に当たっての理由にも述べましたが、私たち町民が安心、安全に生活していく上において支障を来すのではないかという懸念が、本当に不安を感じるからでございます。なぜなら記憶も、まだ新しい平成16年の、あの悲惨なつめ跡を残した台風23号の被害をはじめ緊急時、非常時の災害等にいち早く対応し、復興に当たっていただいたのは地元建設業者の方でございますし、また、ことしも大雪が予測されておりますが、冬の降雪時に、町道を朝早くから除雪作業をしていただいておりますのも地元の建設業者の方であるということでございます。

先日、今年度の除雪計画書が我々議員にも配布され、中身を拝見させていただきました。昨年度と比較してみますと除雪距離は、全長は、どの旧町地区も若干長くなっております。しかしながら、除雪に当たられる業者数は岩滝地区においては、昨年と同数で変わりはありませんが、野田川地区は14件が13件に、加悦地区は2件減少して1件増加の中で8件から7件に、差し引きしても両地区においては1件ずつ減少となっております。当然、加悦と野田川地区は1件当たりの請け負う距離も大幅にふえるでしょうし、重機をふやしたり、オペレーターを増員したりと、事業者への負担も今まで以上にかかるのではないのでしょうか。

それでは、本題の質問に入らせていただきます。まず、一つ目に最低制限価格の事前公表の見直し、または、廃止について。最低制限価格の事前公表については、6月議会で勢旗議員からも指摘はございましたが、最低価格を基準とする逆算のできるソフトが最近、出回っております。工事の質を確保するためにも設定の根拠に結びつかないのではないかという感じがございます。専門家も、自治体の支出は減るが、工事の質は低下する恐れは十分にあるという指摘をされておられます。また、当町の昨年度の発注工事の約73%は、最低制限価格によるくじ引きで決められております。いま一度、この方法について見直しや改善、または廃止する必要があるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目に、同クラスの入札者同士の下請の緩和について、質問させていただきます。現在、同じ入札に参加した業者間同士の下請は禁止されております。約73%の入札がくじで決まる中で、落札した業者が下請を依頼する先の大半が町外の業者であり、多くの町の仕事が流れているという現状がございます。町内でできる仕事は町内の業者にさせていただくことが大事ではないかと考えております。そういった体制を構築する方法を考えるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

三つ目に、公共事業の発注方法の見直しについてお聞きします。舗装工事などの発注においては、工事の上で附帯工事も多くありますが、一本の請負工事として発注が今なされております。

工事を分けることによって附帯工事については、請負業者が指名することになっていますが、仕事を分割し発注することによって、より多くの町内業者の方に仕事をしていただけるのではないかと感じる場合がございますが、いかがお考えでしょうか。

四つ目に、合同、混合指名入札のお考えはということでお聞きします。例えば、Aクラスの工事であっても、町内のBクラス、Cクラス、Dクラスの何社かが合同で取り組めば、施工能力も機械力も人材も、すべて確保できるのではないかと考えます。Aクラスの入札工事でもBクラス同士、また、いろんなクラスの何社かが合同で入札参加できれば、先ほどの3番目の質問と同様、より多くの業者に仕事をしていただけるのではないかと感じますが、いかがお考えでしょうか。

五つ目に、現場管理の徹底はなされているのか。請負工事には工事ごとに役場の担当課の職員が現場担当を持ち、現場の管理をしておられますが、いろいろな業者の方のお話をお聞きすると、あまり徹底がなされていないのではないかというふうに感じます。担当者の持ち分も非常に多く、業務もたくさん抱え、大変であることは理解はできるのでございますが、現在、どのような体制であるのか、また、徹底した管理ができていないのか、その辺についてお聞きしたいと思えます。

六つ目に、電子入札の検討は進んでいるのかということ、この件につきましても6月議会で勢旗議員が質問をされましたが、電子入札を導入することで、より透明化が図られると考えられます。6月議会で勢旗議員の答弁には一定のメリットは考えられる。ネット環境の必要性もあり、今後の検討としていきたいとのことでした。その後、どのような検討協議がなされたのか、実現に向けての取り組みは進んでいるのでしょうか。以上、6点につきまして、質問させていただきます。1回目の質問とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 家城議員の入札制度にかかりますご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の最低制限価格の事前公表の見直し、廃止についてでございますが、まずは最低制限価格の意義と、これに関連しまして、入札におけます競争性、そして、最低制限価格によりまずくじ引きについて、ご説明をさせていただきます。議員もご承知のように、過去の入札におきましては、最低制限価格の設定がなかったため、入札参加業者の中で一番安い、一番低い価格で入札をされた方が落札者になるというものでございました。すなわち安ければ安いほどいいということで入札を行っていたわけでございます。しかし、適正な工事の成果を求めることは当然のこととして、それだけにとどまらず市場価格の低下、ダンピング防止、下請保護の観点なども考慮した結果、入札価格保持のために最低制限価格を設けることが推奨をされてきたわけでございます。さらには、その価格の具体的な算出根拠につきましても、国土交通省の新公契連モデルなるものが設定をされることになり、一般に公表されるまでに至っております。その結果、現在の入札制度においては、従来、行われていた自社で受注できる限界の価格を算出し、その価格で競争するというスタイルが大きくさま変わりをし、発注者が設定した最低制限価格を探る動きとなってしまったわけでございます。しかも当町の最低制限価格は、国土交通省の新公契連モデルに準じたものでありますので、だれでも、その基準を知ることはできますし、工事費の積算につきましても単価を含め広く公表されておりますので、入札前に公開をしています金抜き設計書と設計図があれば、議員がおっしゃるような逆算可能なソフトに頼らずとも正確な最低制限価格を

算出することが可能な状況となっております。これらのことから、当町では最低制限価格前後の数千円の違いを競争させるのではなく、従来から申し上げております入札における透明性を高めるためにも最低制限価格を事前公表することといたしております。また、議員のご質問の中で、自治体の支出は減るが、工事の質は低下する恐れは十分にあるとの専門家の懸念を引用されましたが、最低制限価格の公表、非公表にかかわらず全国的に見まして、低価格入札は発生しており、このことにより工事の質が際限なく低下してしまうことを防ぐために国土交通省が推奨しております新公契連モデルで算出された最低制限価格によりまして、工事の質の低下を防いでいるということをご理解いただきたいと存じます。

当町としましては、最低制限価格の公表、非公表にかかわらず、業者が受注しようと判断する上で積算が必須であることは言うまでもなく、当然のことだと考えておりますし、最低制限価格による入札を強制しているわけでもなく、あくまでも業者自身が本当に施工できる価格で入札をしてもらうことを求めているものでございます。このことにより数社によるくじ引きが発生することになりましても、それは入札における競争性が働いた結果であると考えておりまして、その価格なら入札できるという判断を業者自身がしたのであれば、それはもう既に競争性が働いているということであり、最低制限価格の公表、非公表という点が入札の競争性を阻害しているわけではないものと考えております。

以上、るる申し上げましたが、当町としましては最低制限価格を非公表とすることは現在は考えておりません。

2点目の同クラス入札者同士の下請の緩和についてでございますが、当町では従来、同一入札に参加した以上は、そのメンバーの中で下請行為をするということ自体が何らかの事前の協議を助長するといったしまして、これを禁止してまいりました。しかしながら、議員のご指摘のように、落札された業者が、その請け負った工事の一部を下請に出すときに、この禁止措置による影響で、その相手方は町外の業者となるケースが多くあり、本来、町が望む町内の業者による循環という考え方から、乖離している事実がございます。この間、指名委員会でも、この問題について協議を重ねてまいりまして、先日、開催の委員会では、この同クラス入札者同士の下請の禁止の緩和を認めていく方向で意見をまとめたところでございます。今後、事務局で詳細をまとめ平成23年度以降、正式に採用できるよう事務を進めることといたしておりますので、決定をいたしましたら、改めて業者の方々へ通知をさせていただくように考えております。しかしながら、この緩和措置により今まで以上に公正で自由な競争を阻害することがないように、業者側による十分なお理解とご努力が何よりも必要不可欠なものであるということも、あわせて十二分にご理解をいただきたいと存じます。

3点目の公共事業の発注方法の見直しについてでございますが、現在の町の発注方法としまして、原則として分離できるものは分離して発注することといたしております。議員からは舗装工事などの発注には工種の上で付帯工事も多くあるが、一本の工事として発注されていると、ご指摘がございましたが、細分化して発注できるものには限界がありますし、何よりも工事の不要な細分化は諸経費が膨らみ、結果として工事費用を増加させるだけとなってしまいます。各設計担当課では、このことをよく踏まえた上で、かつできるだけ多くの地元業者に仕事をしていただけるよう従来からできるものは分離をして発注をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の混合指名入札についてでございます。議員もご承知のように、当町の指名業者は各ランク別に格付をさせていただいておりまして、このランク別に、それぞれ発注できる金額を設定し入札をしているところでございます。このようにランク別にグループ分けすることにより、多くの業者に分割して工事を発注できているわけですが、議員のご提案のように、例えば、Bランクの業者が複数集まることにより、上位であるAランクの入札に参加するとなった場合、本来の格付の考え方を根底から覆すこととなります。同一ランクの業者数が不足しているなどといった特別な事情を除いて、その枠の中で競争をしていただくのが本来の姿であろうと考えております。また、そこで競争をして業者自身の能力を上げていただくことにより上位のランクに上がっていただくことも可能といたしております。以上のことを踏まえまして、当町としましては、混合指名入札をすることは現在、考えておりません。

5点目の現場管理の徹底はなされているかということでございますが、現場管理は各工事担当課で担当者別に振り分けをし、手が不足するようときは課内でフォローすることで対応している状態でございます。また、持ち分の工事につきましては、業者と担当者はもちろんのこと、各担当課内でもきちんと連絡体制を把握しており、不測な事態にも対応できるよう事前に準備をいたしております。議員からは、いろいろな業者の方の話を聞くと、あまり徹底がなされていないのではないかと感じるご指摘がございましたが、決してそのようなことはなく、きちんと対応できる体制を確立いたしておりますので、そのようにご理解を賜りたいと存じます。

最後に6点目の電子入札の検討は進んでいるかについてお答えをいたします。議員からは電子入札を導入することで、より透明化が図られるとご指摘がございましたが、そもそも電子入札とは入札を実行するための一つの手法でありまして、必ずしも直接的に入札の透明化につながるというものではありません。考えられるメリットとしましては、非常に多くの業者を対象として入札を執行する場合、つまりは大きな自治体などで同じ格付の業者、グループの中でもすべての業者が指名されるわけではないというときに電子入札ならば指名通知から落札決定まで、指名された業者同士がお互いに顔を見ることがないわけですから、ある一定のレベルにおいて公平かつ透明性が保たれるということが上げられます。また、電子入札ならば、指名業者が遠方であった場合、入札会場まで、わざわざ時間をかけて足を運ばなくても会社や自宅からでも入札に参加することが可能であるということも上げられようかと思えます。

現在、当町では、これら二つのメリットを検証しますと、まず、前者につきましては当町の指名業者の格付は公開されておりますし、さらに指名するときには、そのグループすべてを指名いたしておりますので、指名された業者同士がお互いの顔を見ることがないという点で電子入札の必要性は見出せません。後者につきましては、町内の業者に指名をいたしておるわけですから、入札会場まで遠方から足を運ばなくてはならないという事態は考えられません。ネット環境の構築につきましては、京都府の電子入札に参加される業者もふえてきておりますので、新たに業者自身の負担が増加することはほとんどないものと考えますが、発注者は独自のシステムを構築するか、どこかのシステムを間借りする必要がございます。現在、京都府では京都府自身が構築をされました電子入札システムを希望する府内の自治体でも使用できるよう事務を進めております。ただし運用につきましては、基準を満たしたパソコンなどの準備、ネット環境、さらに費用負担も発生することとなります。現在、京都府が提案しています案によりますと、町村の場合、初期

設定費用として年間5万2,500円、基本料金として年間5万2,500円、合計10万5,000円が必要となり、さらに処理本数に応じまして17件までは基本料金に含まれるものの、18件目以降は1件当たり3,150円が発生することになります。独自でシステムを開発して運用するよりも、はるかに安価であることは間違いありませんが、当初に申し上げましたとおり電子入札を、どのような目的で導入するかによって、その必要性は大きくかわってくるものと考えます。必要であるとなったときには、京都府のシステムを使用することもできます。当町としましては、現在の入札方法及び、その考え方も含めまして、導入が本当に必要なものかどうか、引き続き事務局を中心に研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 本日、この質問をさせていただくに当たり、質問させていただきました六つの一つでもいいので、必ずやるというお約束をしていただくぐらい食い下がろうという覚悟で、この場に臨んだんですが、早速、2番目の質問につきましては、前向きに取り組んでいただけたというお約束をいただきましたので、その他の分につきまして、質問をさせていただきます。

これは佐賀県の佐賀新聞の5月17日のニュースの記事でございます。土木入札で異常事態、最低価格同士でくじ引き急増と、激増とあります。事実上、くじ引きによる落札がふえているという記事でございますが、こういった中で佐賀県の業者さんのお話も記事に載っております。公共事業減少で競争が激しさを増している現状を説明し、金融機関から融資を受ける際にも実績が問われる。最低価格でも仕事をとらざるを得ない状況という説明をしても、これだけ抽せんが多ければ確実に取りに行く工事も定められず、将来的な計画も立てられないという切実な思いを語っておられる業者さんもございます。また、県の建設協会の理事さんのお話では、行政が公平性と透明性を重視するのは理解ができると。しかしながら、現状は企業の積算能力を含めた経営努力が反映されない運任せの制度というふうに評価されております。そういった中で、平成21年5月21日付で町長あてに与謝野町建設七栄会、読み方がわかりませんが、公共工事の入札等にさらなる改善についての要望ということで、書面が提出されておりますが、副町長、内容はご存じでございましょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 最後のご質問、昨年5月21日付の7社からの要望といいますが、それにつきましては正式に対応いたしておりますので、今、手元には持ち合わせておりませんが、たくさんの方の要望をいただいたことは記憶いたしております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） その要望書を、今、私、手元に持っております。9項目にわたり提出されております。その項目の中で2番目ですが、最低価格の非公表を上げられております。その説明の欄に平成20年12月22日付の総行第171号、国総入企第21号という項目がございまして、公共工事の入札及び契約の適正化の推進ということで、国が地方公共団体あてに要請をされております。さらに平成21年6月12日付で各市町村担当課長あてにも通達があったのではないかと思います。現在、最低価格の見直しはある程度、緩和されておまして、最低制限価格は多少なりとも上がってきているとはお聞きしておりますが、その総行第171号の推進の内容でご

ざいますが、いろいろと、これも8項目に分けて各通達が来ておると思うんですが、その中に、予定価格の事前公表の取りやめ等については、公共工事の入札及び契約の適正化の推進について、これが、先ほどの171号、21号の要請したところであるが、地域の建設業者の経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、適切に対応することという内容になっております。担当者を含められ、副町長も含め、どういった検討がなされ、どういった内容であったか、お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 今のご質問でございますが、例えば、平成20年12月22日付の国交省の通達、通知文ですかね。それとかもう1件、おっしゃっていましたが、今、手元にはございません。ただ、今、議員が読み上げをなされたような内容であるということは承知をいたしております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 僕の受けとめ方が間違いではなければ、内容は確認したが、担当レベルでの協議はなされていないという理解でよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど申しあげましたように、ことし、去年とでしたか、去年は7社で、それから、ことしも7社でしたか、同じ業者の方々から基本的には同じような内容で要望をいただいています。その中に、今、議員が例としておっしゃいました国交省の通知、通達のことも、その要望をお受けしたときに業者のほうからお話がございました。ただ、その要望を受けて、もちろん町長にも報告もいたしますとともに、指名委員会の中でも、こういったものが出ているということで情報の共有化は図っておりますし、その中で1点、誤解がないようお願いしたいのは、今、国交省の通知、通達を2件おっしゃいました。業者の方の受けとめ方と、それから都道府県、市町村、行政のほうの、その通知文の受けとめ方が若干ニュアンスが違うということは、私も記憶いたしております。平たく申し上げますと、業者の方は、それがあから、最低制限価格の事前公表をすることは不適切だというような趣旨でご発言があったかと思いますが、その通知、通達文が言わんとしていますことは、そういう意味だけではないというふうに認識をいたしております。手元に資料がないので十分なお説明にならなかったかもしれませんが、そういった議論を指名委員会でもしていますし、もちろん担当者を交えた打ち合わせの中でも、そういった話し合いをした記憶はございます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 私も、そのように思います。内容の受けとめ方によって角度が違ってくるのではないかというご理解はさせていただいております。この21年5月21日に出されました要望書についての回答につきましては、業者の方に確認をとりましたところ、書面での回答はなされず7社のうち3社の代表者が庁舎に向いて町長、副町長、担当課長、また、入札担当の職員の間で話し合いがなされたということでお聞きしております。私が何を申し上げたいかといいますと、先ほどの公共工事の発注方法も見直しの分にも関連もしますし、電子入札、また、現場管理の部分にも関連はするんですが、行政だけで相談されるのではなくて、もっと地元の業者の方とひざを交えて話をする機会を多くしながら、今、地元の業者がどういう気持ちで取り組んでおられて、どういう悩みを持っておられる。また、町として改善できる部分が、どういった面でできるんだ

という部分をいかに話し合いの中から見出していくことが大事ではないかと考えております。

そういった中で担当者会議等々では話が、担当者レベルでの理解の中で、業者の中では業者同士で、業者の理解の中で、お互いの思いが食い違った中で話し合いをする場もなく、お互いの意見を述べ合っても話はずなると、私は感じております。そういった中で、何度も懇談会みたいな形でも結構ですので、ぜひそういう機会をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをさせていただきます。議員が語る現在の町内の建設業の業界のお話を冒頭にされました。そういった状況にあるということは、私どもも当然、認識をいたしております。そういった中で、今、議員が言われましたように業界の方々のいろいろな思いをお聞きするということは、やぶさかではございませんし、ご存じのように、例えば、与謝野町内の建設業者の方が、ランク関係なくAからC、Dまですべて入られたような、そういった組織が今、町内にはございません。商工会の建設部会というんですかね、部会が商工会にあることは承知をいたしておりますが、町内の、そういった業者の方がひとしく一同に会するような組織はないというふうに認識をいたしておりますので、そういったこともありまして、先ほど紹介をされました、その7社の方は、たまたま同じランクの方が、町内の同じランクの業者さんがすべて一同に会されて要望に見えましたので、個々の会社からお話を聞くことはしませんけれども、そういうふうに業界としての思いをお聞きするということはやぶさかじゃないので、お話は十分聞かせていただきましたということで対応をした経過がございます。

冒頭に申し上げましたように、個別のお話はなかなかお聞きするわけにはいきませんが、業界としてまとめてお話をお聞かせいただける機会がありましたら、それは建設業界に限らずいろいろな業界とお話はさせていただきたいと思っています。

議長（井田義之） 皆さんに申し上げます。本日の会議は家城議員の一般質問が終わるまで延長いたします。

家城議員。

9 番（家城 功） ぜひとも、業者の一覧表は町も持っておられますので、ご案内ぐらいはできると思いますので、ぜひそういう機会をつくっていただきたいと思います。

合同指名の質問につきまして、なぜ私が、この質問をさせていただいたかといいますと、ちょっときょう、持ってきた資料がないので、次のまた、機会に質問をさせていただくんですが、Aランクの業者数、Bランクの業者数、Cランク、Dランクの業者数、それと町が発注する仕事の数、すべて比例していると副町長はお考えでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 土木の業者さんに限って、指名は土木とか、建築とか、水道とか、下水とか、細かく分けておるんですが、土木一式という区分けで申し上げますと、ことしはAランクが6社、Bランクは11社、Cランクは6社が年度初めの状況でありました。現在は多少増減はいたしております。今、お聞き願ったように、AとCは業者が少なく、Bは非常に、その倍近くあるという状況です。その業者数に応じて仕事の発注をしているかというお話でしたが、この11月末時点で今年度、約130件の入札を行っておりますが、そういったことは、業者が多いから、こ

の発注金額によって金額が違いますので、ランクによって発注金額が異なってまいりますので、例えば、Bランクの業者が多いからBランクの業者に入札に参加してもらえる工事をたくさんにしようとか、そういったことは特に意識はしておりません。それぞれ今年度の予算、あるいは事業計画に基づいた現場を事業しておりますので、特別に、そういったことを意識した発注、入札は行っておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、そんな中で事業が分割できたり、できるものは、できるだけ多くの業者の方に仕事に入っていただくために、できるような分割は一定はしておりますけれども、そのことに注意力を傾注して、そのことを最優先でというような発注の仕方はいたしておりません。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、副町長がおっしゃられたことを僕は言っているんじゃないしに、できるだけ町内の、仕事は町内の業者で賄えるようにしていただきたい。そういった中で僕の、ちょっと資料を忘れてきたので、はっきり詳しいことは言えませんが、Aランクに関しては請負金額は当然、大きい金額になります。工事数も業者数に比べると数は多いです。Bランクの工事に関しましては、土木一式に関しましては業者数が多い中で工事数は少ないです。これははっきり言えます。そういった中で、何とか今、ほんまに地元の建設業者さん、厳しい現状を抱えておられます。悩みを抱えておられます。そういった中で、何とか行政ができる分野で、手だてがないかなという思いの中で質問をさせていただいております。

また、その辺も行政だけの思いじゃなくて、業者さんの思いもお聞きしながら改善できる部分があればしていただければありがたいと思います。

時間がないので、次にいきます。現場管理の徹底についての質問で、副町長の答えでは担当課同士の連携もとれて、ちゃんとやっているというふうにお答えいただきましたが、現場には請負業者も現場代理人というのを常備、配属させなければならないというふうに、私は理解しております。最低でも週に2回ぐらい課の人間が工事の進行ぐあいを把握する意味でも、また、そういう現場代理人がきちんと配置されているとか、確認する意味においても、徹底が必要ではないかと思えます。副町長の答弁では、連携もとれ、確認もしているということでしたが、業者さんのほうは、そういうふうを受け取っておられない業者さんも非常に多いと、僕は感じました。もう一度お聞きします。より一層の徹底が必要ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 現場管理の徹底の件でございます。私どもの認識は、先ほど申し上げましたように担当者、業者間でも、それから事業の担当課の内部でも連絡体制は把握しておりまして、その辺の徹底、現場管理の徹底は十分にできておるものと考えておりますが、例えば、現場代理人と役場の担当者との間の話が、例えば十分な連携がとれておらんということが、もしあった場合に、それが請負業者の社長さんなり、あるいは役場の担当の課長、そういった担当者同士の話が上のほうに上がっていない事態が、事案があるとすれば、そういったことがあるのかもしれないけれども、そういった役場の職員に、もし不十分なところがありましたら、それは遠慮をなさらずに、その都度、タイムリーに職員を指導といいますか、小言をおっしゃっていただいても結構ですので、お互いに不信感をお持ちのようなことがないように、それは大事なことでと考えておりますので、そういった方向で進めたいと思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 不信感を持っているわけでは全くございません。信用もしております。現場管理を、忙しい業務の中で徹底していただくことも大切ではないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に電子入札につきまして、ご答弁をいただきました。業者のメリット等を考え、また、経費の件も考え、必要性を今後、検討はしていくけれども、今のところは感じていないというようなご答弁でした。電子入札のメリットということで、ちょっと調べてまいりました。事業者は役場へ出向いたり、関係書類を作成する手間を削減し、町も入札関連業務の効率化と入札の透明性を向上させることができる点であると、メリットにつきましてですね。加えて一連の制度改革と電子入札の導入により競争原理によるコスト削減効果も生み出されているとあります。また、これから自治体は限られた予算の中で、いかに住民サービスを向上させるかが問われる時代になってくる。電子入札など、ITをうまく活用する自治体は業務効率化、コスト削減により、質のよい住民サービスを提供できると、その反面、こうした取り組みがおこなわれている自治体、及びその住民は、総体的な不利益をこうむるおそれがあると、電子自治体が本格化してくると、こうした自治体間の格差がより明確になってくるであろうと、業務改革とともにITの活用度合いが自治体の運営に大きく影響する時代を迎えつつあるというふうにあります。この導入によって自治体のコスト削減も当然、図れます。また、先日ですが、本年度の数カ月間の入札てんまつ書を見せていただきました。3カ月、4カ月分ぐらいですかね。何らかの理由で無効扱いという結果になっている業者さんが多くあったと記憶しております。中身を聞きますと、例えばフェンスの扉、入札の内訳書には、枚数で表示してあるのを一組と書いて失格になったとか、それだけのことで失格になった業者もあるとお聞きしております。発注側も請け負う側もお互いにメリットがあり、住民サービスにもつながる電子入札の導入は、早急に進めていくことが大事じゃないかと思いますが、最後にお考えをお聞きします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 幾つかのご質問がございました。漏れがあったら、また、ご指摘をいただければと思います。電子入札の関係で、発注者であります町側のメリットと申しますか、経費の削減のことをおっしゃってございました。先ほど申上げましたように11月末時点で、今年度130本以上の入札を行っております。その数字をもとにざっと試算をいたしますと、町の費用は今年度で申し上げますと、例えば、初年度で申し上げますと60万円ほどの経費がかかるという試算をいたしております。そんな中で、電子入札にすれば片方、新たな費用が60万円ほどかかる。その費用をかけたほうが発注者である町としては経費削減につながるのかということと考えますと、さらに電子入札、例えば、都道府県、京都府のように電子入札をされていますが、町内業者の場合は大きな業者から、そうじゃない業者まで、非常にたくさんの業者がございまして。すべての業者に対してひとしく電子入札とするのがいいのかどうか、そういった費用の問題やら、今、申上げました地元の業者サイドの対応に、一定の懸念が心配されるといったようなこともございまして、まだ、電子入札に、なかなか踏み切れないという状況です。

それから、最後におっしゃってました入札会場で無効になった事例をおっしゃってました。ホームページで入札の結果は毎月、詳細に明らかにいたしておりますので、ほかにもごら

んになった方はお気づきかもしれませんが、辞退で、一番右の摘要欄に辞退であるとか、あるいは無効であるとか、そういったコメントが書かれてある業者さんもあります。今、議員が言われましたような事例、それは入札をしていただいて、あわせて、その内訳書の提出をいただくんですが、内訳書に不備があった事例のことだと思います。ご質問の2点目で、同クラス入札者同士の下請の緩和のことについて、指名委員会で一定緩和を認めていこうかというまとまりを見たという報告をしましたが、同じように指名委員会でも、この間、議員がご指摘をされたようなケースについて、どう考えるべきかという検討はいたしております。ただ、入札箱に入札札を入れるだけじゃなくて、その金額の積算は自分のところの会社は、こういう考えで、こういった内訳でしましたよという大事なものでありますので、その内訳書の提出そのものを廃止するとかいうことにはならないかと思いますが、言い方は悪いかもしれませんが、重箱の隅をつつくようなことはどうなのかなと、最初、入札書とあわせて内訳書の提出を求めるようになってから、いろんな事例がある中で、その都度、改善、改革をしてきましたが、結果としてあまりに完全無欠といえますか、点やシミがあってもだめ、これは字が読めないからとか、ささいな間違いでもって、これは無効だとすべきかどうか、要は内訳書の精度につきましても、今、指名委員会で鋭意検討をいたしております。

ただ、発注者の思いとして、譲れない部分はあるんですが、あまりに業者の方に負担にならないといえますか、細かいことを言わないように一定の改善は図っていこうという議論を現在やっております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 町の主役は町民であり、町民の住民サービスをいかにしていくかということ念頭に置いていただいて、いろんな検討、協議をしていただければありがたいと思います。以上で終わります。

議 長（井田義之） これで家城功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、明日12月15日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後 5時16分）